

男女共同参画ふくしまプラン

第3章

目標と施策

基本目標 Ⅰ

男女共同参画の意識づくり

男女共同参画に関する意識調査※（平成26年福島市）（以下、「意識調査」と略）の結果によると、家庭、職場のいずれにおいても、前回調査（平成21年実施）（以下、「前回調査」と略）に比べ、男女の平等が進んでいると感じている人が増えています。

しかし、社会全体で「男性優遇」と答えた人の割合は、前回調査と比べてわずかに増えており、男女の不平等を感じている人の割合が依然として高い状況にあります。

また「男は仕事をし、女は家庭を守るべき」と答えた人の割合は、前回調査と比べて減少しましたが、依然として男女全体で3割の方が回答しており、男女の固定的な性別役割分担意識が根強く残っていると考えられます。

これらのことが、女性の就業継続や経済的自立を困難にする一方で、男性の生活スタイルを仕事優先とさせてしまうなど、男女の生き方を固定化し、個人の生き方について、自由に選択することを妨げています。

固定化された生き方が社会的に定着してしまうことで、次世代を担う子どもたちの未来が可能性に乏しい社会になってしまうことが懸念されることから、行政での取組、学校・地域・家庭における教育や各種メディアにおける情報発信などにおいては、人権尊重と男女平等の視点を持って、男女共同参画の意識の醸成と実践の拡大を図ります。

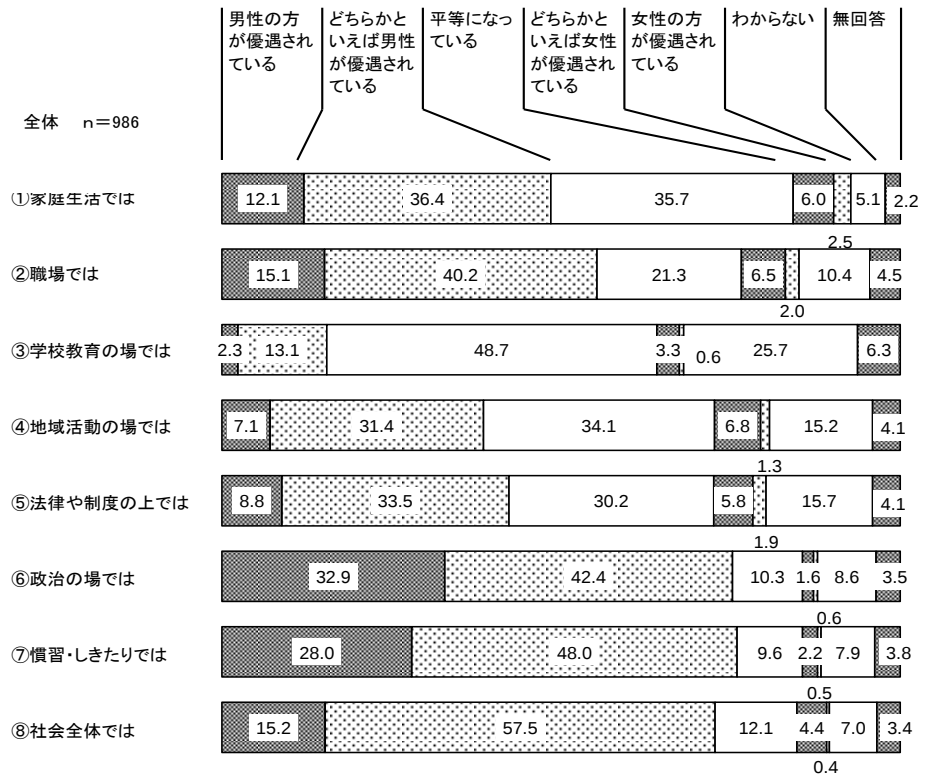
※男女共同参画に関する意識調査（平成26年福島市）

- ①調査対象 福島市在住の20歳以上の男女
- ②調査対象者数 2,600人
- ③抽出方法 住民基本台帳より無作為抽出
- ④調査期間 平成26年7月9日～7月31日
- ⑤有効回収数 986人
- ⑥回答者の構成（主なもの）
 - ・性別 「男性」39.5%、「女性」57.5%、「どちらにもあてはまらない」0.2%、「無回答」2.8%
 - ・職業 「勤め人（常勤）」38.9%が最も多く、以下、「年金生活者」15.6%、「勤め人（臨時・パートなど）」15.2%と続く
 - ・婚姻、共働きの状況 「既婚者」が69.9%、既婚者のうち「共働き」の人は、50.9%

第3章 目標と施策

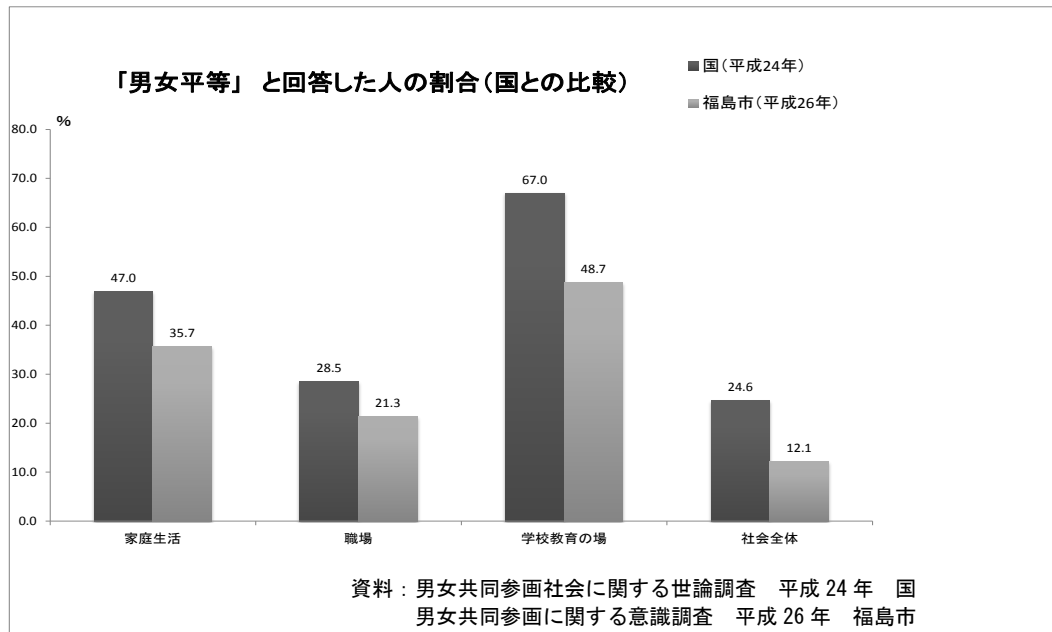
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

●男女の地位の平等に関する意識



資料：男女共同参画に関する意識調査 平成 26 年 福島市

「社会全体」では、男性優遇（72.7%）が、平等（12.1%）、女性優遇（4.8%）を大きく上回る。男性優遇の割合は、前回の市民意識調査（平成 21 年実施）の（70.9%）よりわずかに増えており、男女の不平等を感じている人の割合が依然として高い状況にある。



国の平成 24 年「男女共同参画社会に関する世論調査」の結果と比較するとすべての場面において「平等」と感じている市民の割合は、全国の数値より低い値になっている。

●国の平成 24 年「男女共同参画社会に関する世論調査」の調査対象者
調査対象者数 5,000 人、有効回収数 3,033 人、性別「男性」47.2%、「女性」52.8%

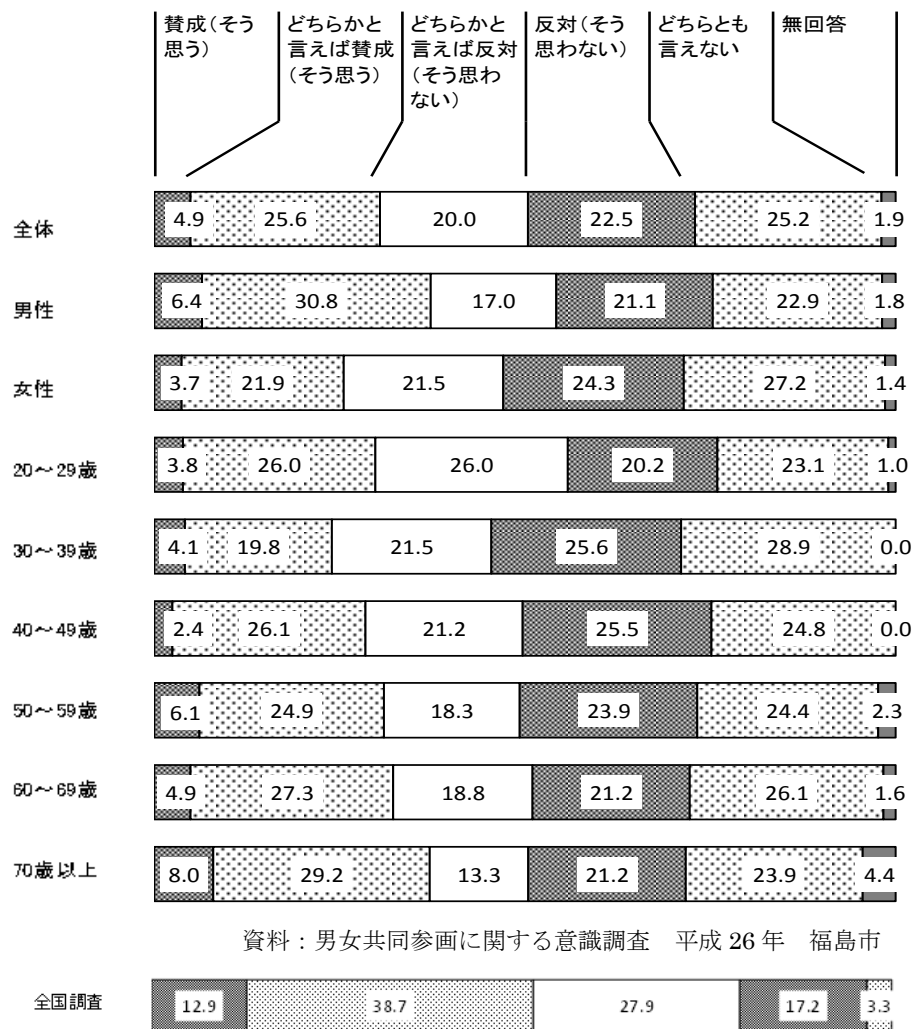
第3章 目標と施策
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

■施策の方向性1 男女共同参画意識の醸成

男女共同参画社会の実現を阻む要因として、根強い男女の固定的な役割分担意識の存在が指摘されています。伝統や習慣として固定的な性別役割分担意識が温存されている地域社会の問題を把握し、男女がともにその能力を発揮できるように、改善のための見直しを進めます。

男女がともにお互いの人権を尊重し、心豊かな生きがいのある男女共同参画社会を実現するためには、すべての人が男女共同参画を正しく理解し、意識を深められるよう啓発活動や学習を推進することが必要です。

●性別による役割分担等に関する意識「男は仕事をし、女は家庭を守るべき」



資料：男女共同参画に関する意識調査 平成26年 福島市

資料：男女共同参画に関する世論調査 平成24年 国

男性の場合、“賛成派”（37.2%）と“反対派”（38.1%）に二分しており、女性は、“反対派”（45.8%）が“賛成派”（25.6%）を20ポイント以上大きく上回る。

第3章 目標と施策
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

基本的施策（１） 男女共同参画の理解を促す広報・啓発活動

女性の権利に関連の深い国内の法令や関連制度について、誰もが理解しやすい形での周知に努めるとともに、その権利の侵害を受けた場合の対応について、正確な知識が得られるよう「法識字※（リーガル・リテラシー）」を高める支援を行います。

活字や映像をはじめとするメディアによってもたらされる情報による影響は、スマートフォンやタブレット端末などの普及により、今後さらに拡大するものと予想されます。女性の性的側面の強調や女性に対する暴力など、女性の人権に対する配慮を欠いた取扱いについて防止していかなければなりません。

また、公的機関の広報などにおいても、固定的な性別役割分担意識にとらわれない男女の多様なイメージを伝える取組を進めるとともに、メディアからの情報については、無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解いていく能力を高めるための支援を進めます。

※法識字（リーガル・リテラシー）

法律についての正しい知識を得て、これを使いこなす能力のことをいう。

施 策	事 業 名	事 業 の 内 容	所 管 課
①男女平等、男女共同参画を推進するための法律、制度についての周知徹底	ア 法令等の周知	○女性の権利に関連する国内法令等をだれもが理解しやすい形で広報するなど、その内容の周知に努める。	男女共同参画センター
②差別や権利侵害に対する相談窓口や救済機関等の情報提供	ア 相談窓口等の情報提供	○権利が侵害された場合の相談窓口や救済機関等の情報提供に努める。	男女共同参画センター
③メディア・リテラシー※の向上のための支援活動の推進	ア 啓発事業	○講座等により、情報そのものを主体的に収集、判断できる能力の育成に努める。 ○メディア・リテラシーについて周知する。	男女共同参画センター 男女共同参画センター
④ガイドラインの周知	ア 啓発事業	○男女共同参画の視点から、市で作成する刊行物において、性別にとらわれない男女の多様なイメージを積極的に取り入れるため、策定したガイドラインを周知する。 ○市の刊行物に関するガイドラインを民間等に広く周知するため、関係機関と連携し啓発を行う。	男女共同参画センター 男女共同参画センター
⑤地域の環境浄化	ア 啓発事業 イ 青少年健全育成推進会議	○学校、家庭、地域社会が有害環境浄化活動を推進するなど、青少年を取り巻く地域環境を浄化するための啓発活動を推進する。 ○各地区の活動により、青少年の健全育成を推進する。	こども政策課 こども政策課

※メディア・リテラシー

メディア内容を視聴者が無批判に受け入れるのではなく、主体的かつ客観的に解釈し、選択し、使いこなす能力のことをいう。また、メディアを使って表現する能力も指す。

第3章 目標と施策
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

基本的施策（２） 性別による固定的な役割分担を反映した社会制度や慣行の見直し

意識調査では、性別による固定的な役割分担に肯定的な人の割合は、前回調査に比べ減少しましたが、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。

特に、長い間培われてきた社会制度や慣行の中には、固定的な性別役割分担を前提とするものが数多く残されており、こうしたものは多くの場合、人々の意識に深く根ざしています。

女性も男性も固定的な役割分担意識にとらわれず、あらゆる分野に参画していくことができる条件整備や、一人ひとりの意識改革を進めます。

施 策	事 業 名	事 業 の 内 容	所 管 課
①男女共同参画に関する認識を深めるための広報・啓発	ア 啓発事業	○職場、家庭、地域等あらゆる分野における慣習・慣行について、性別の偏りにつながるおそれのあるものについて、広くその見直しを呼びかける。	男女共同参画センター
	イ 情報の収集と提供	○男女共同参画に関する認識を深めるための情報を収集し、提供する。 ○女性のおかれた状況を客観的に把握できるように統計情報を収集し、提供する。	男女共同参画センター 男女共同参画センター
	ウ 市政情報提供の充実と強化	○市政だよりや新聞、ラジオ、テレビ、スマートフォン、インターネットなどを活用するとともに、広報情報モニター制度等により、市民の意見聴取の場をつくりながら、親しみやすく、誰もが分かりやすい市政情報の充実に努める。	広報課

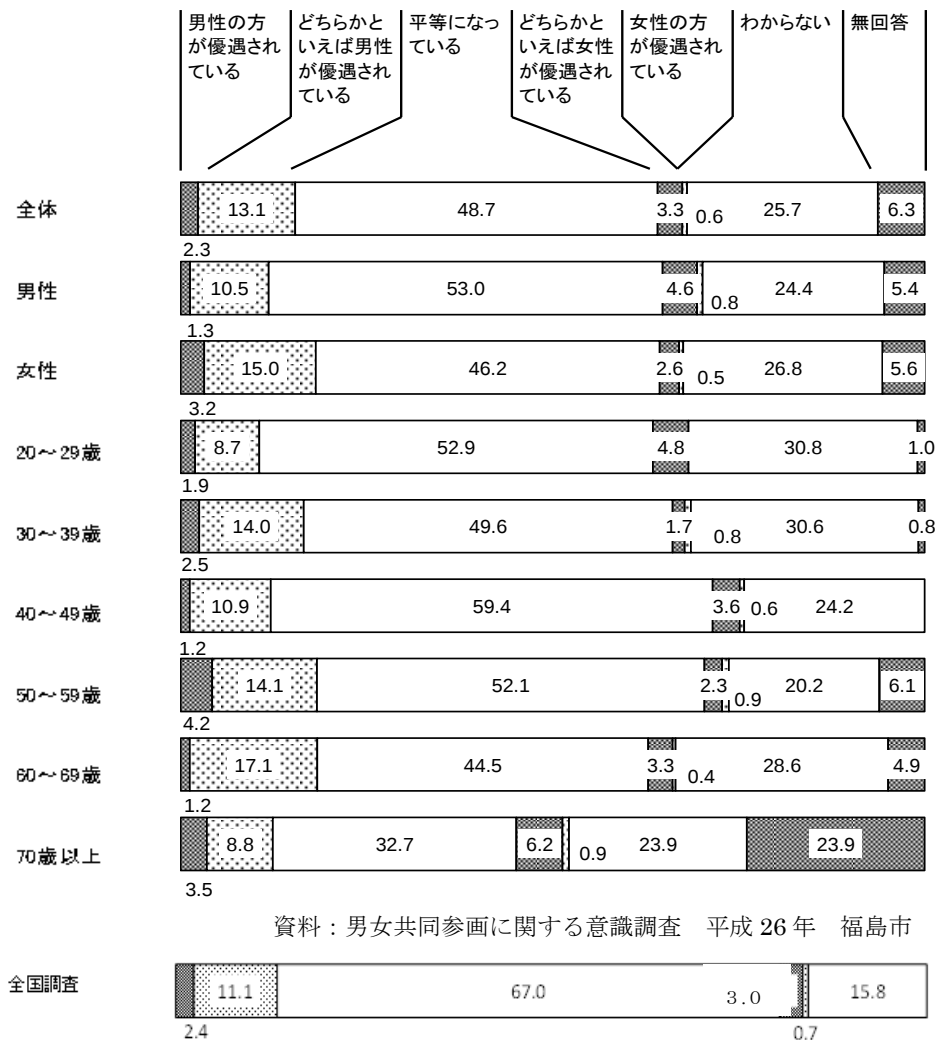
第3章 目標と施策
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

■施策の方向性2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

意識調査では、学校教育の場での男女の平等観について、「平等」と答えた人の割合は、前回調査とほぼ同じで5割近くになります。

男女がともにお互いの人権を尊重し、心豊かでいきいきと暮らすことができる社会を実現するためには、家庭・学校・地域においてすべての人が男女共同参画を正しく理解し、意識を深められるよう啓発活動や学習を推進することが必要です。

●学校教育の場における男女平等意識について



資料：男女共同参画に関する意識調査 平成26年 福島市

資料：男女共同参画に関する世論調査 平成24年 国

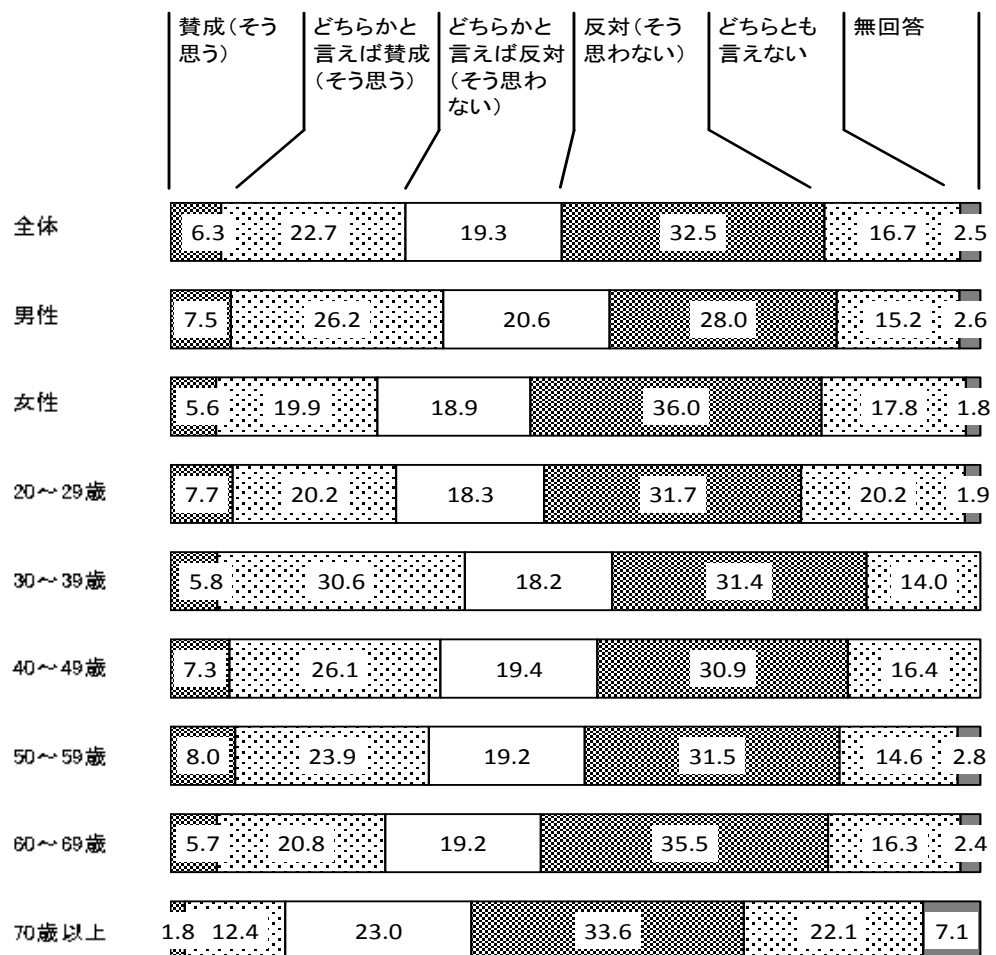
「平等になっている」は、男性が53.0%で過半数を占め女性を6.8ポイント上回る。反対に「男性優遇」は、女性が6.4ポイント高い。

第3章 目標と施策
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

基本的施策（１） 男女共同参画の視点に立った家庭教育支援の充実

家庭は、子どもが人間として基本的な成長を遂げるために最も重要な役割を担う生活の場です。男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し合える人間形成を図るため、家庭において、家族がお互いの人権を尊重しあい、性差にとらわれない視点での家庭づくりを推進するとともに、子どもの性別にとらわれず個性を伸ばしていくことができる学習機会の充実を図ります。

●子どもの教育やしつけ、接し方を男の子と女の子で区別する。



資料：男女共同参画に関する意識調査 平成26年 福島市
(国：同様の調査項目なし)

「子どもの教育やしつけ、接し方を男の子と女の子で区別する」という考えについては、“反対派”（51.8%）が過半数を占め、“賛成派”（29.0%）を22.8ポイントと大きく上回る。

第3章 目標と施策
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

施 策	事 業 名	事 業 の 内 容	所 管 課
①意識改革を めざす啓発 活動の推進	ア 情報紙の発行	○男女共同参画について理解を深めてもらうため、男女の市民参画による情報紙を発行する。	男女共同参画センター
	イ 情報の収集と提供	○男女共同参画に関する情報を収集し、多様な情報を提供する。	男女共同参画センター
	ウ 講演会、講座等の開催	○男女共同参画の視点を踏まえたテーマによる講演会等を開催し、広く市民の関心と理解を高める。	男女共同参画センター
	エ メッセージ作品募集事業	○男女共同参画意識の醸成のため、メッセージ作品の募集・表彰を行う。	男女共同参画センター
②多様な学習 機会の提供	ア 活動の場の提供	○男女共同参画を進める団体、グループ等に活動の場と機会を提供し、活動が充実するよう支援する。	男女共同参画センター
	イ 家庭教育学級・講座の開催	○男女共同参画の視点に立った家庭教育が行われるよう学習内容の充実や、開催日時等を工夫し、働く女性や男性を含めた参加者の拡大を図る。 ・家庭教育学級、講座の充実 ・青年男女を対象にした「明日の親」のための学級の充実と拡充	生涯学習課
	ウ 語り合いネットワーク推進事業	○学校、PTA主催の男女共同参画の視点に立った子育てに関する学習に対し情報を提供するとともに、講師を派遣し支援する。	生涯学習課
	エ ヤングカレッジ・少年教室の開催	○青少年を対象にした学級等において、男女平等観に立脚した内容を取り入れる。 ・ヤングカレッジ ・少年教室	生涯学習課
③相談体制の 充実	ア 男女共同参画に関する相談事業	○男女共同参画に関する諸問題について関係機関と連携を取り、電話や来所による相談の場の提供を行う。	男女共同参画センター
	イ すこやかテレホン相談事業	○青少年及び保護者の悩み事などの電話相談を行う。	こども政策課
	ウ 家庭教育相談事業の充実	○幼児、小学生、中学生の保護者の家庭生活や教育上の諸問題について、電話や来館による随時相談の対応を行う。	生涯学習課

第3章 目標と施策

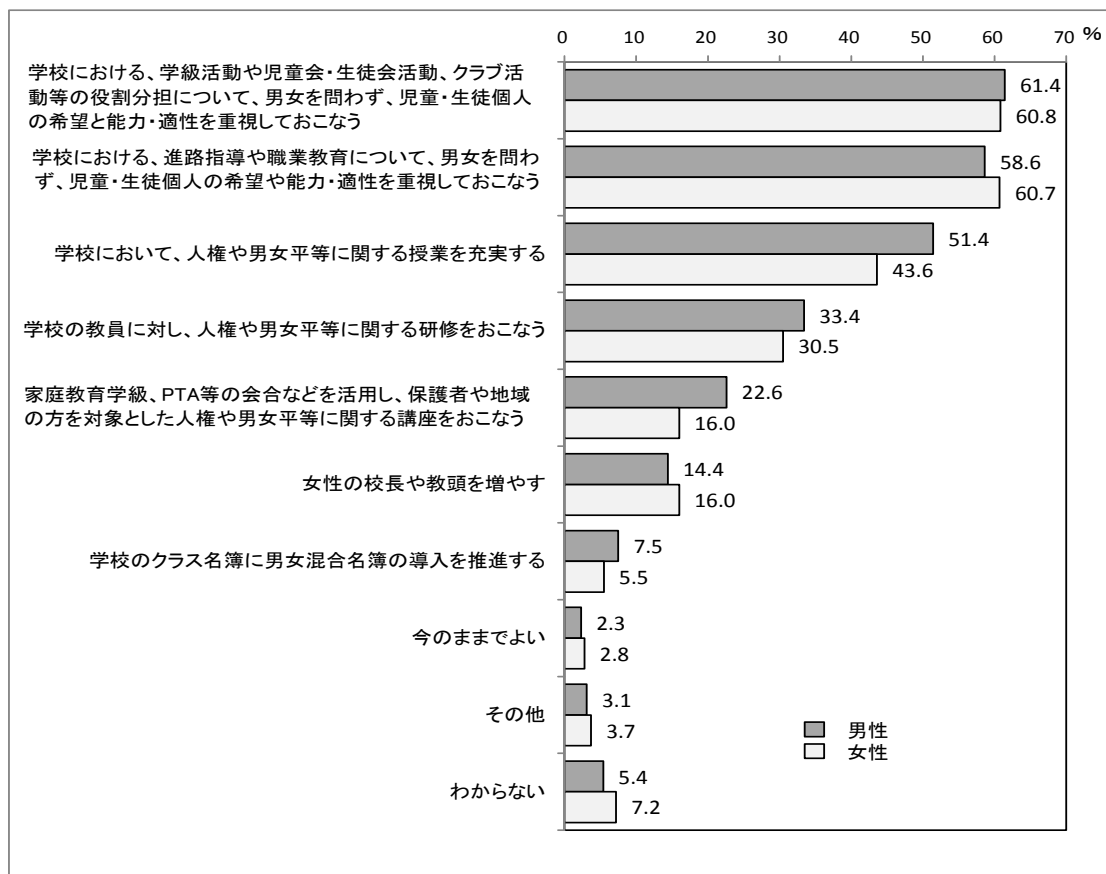
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

基本的施策（２） 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

人格形成の基礎となる幼児教育や学校教育は、男女共同参画の意識づくりに大きな影響を及ぼすと考えられます。将来の社会を担う子どもたちが成長する過程で、性別にとらわれずその個性と能力を十分に伸ばし、教育活動のあらゆる場面で男女共同参画の意識を育てる学校教育を推進します。

また、進路指導にあたっては、性別にかかわらず、個人の生き方、能力、個性を重視するとともに、固定的な役割分担意識にとらわれず、子どもが自ら多様な選択を可能にする指導を進めます。

●子どもへの教育について必要なこと



資料：男女共同参画に関する意識調査 平成26年 福島市
(国：同様の調査項目なし)

順位は、男性と女性で変わらず、また、上位の「学校における、学級活動や児童会・生徒会活動、クラブ活動等の役割分担について、男女を問わず、児童・生徒個人の希望と能力・適性を重視しておこなう」と「学校における、進路指導や職業教育について、男女を問わず、児童・生徒個人の希望や能力・適性を重視しておこなう」は男女間の差はほとんどない。

第3章 目標と施策
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

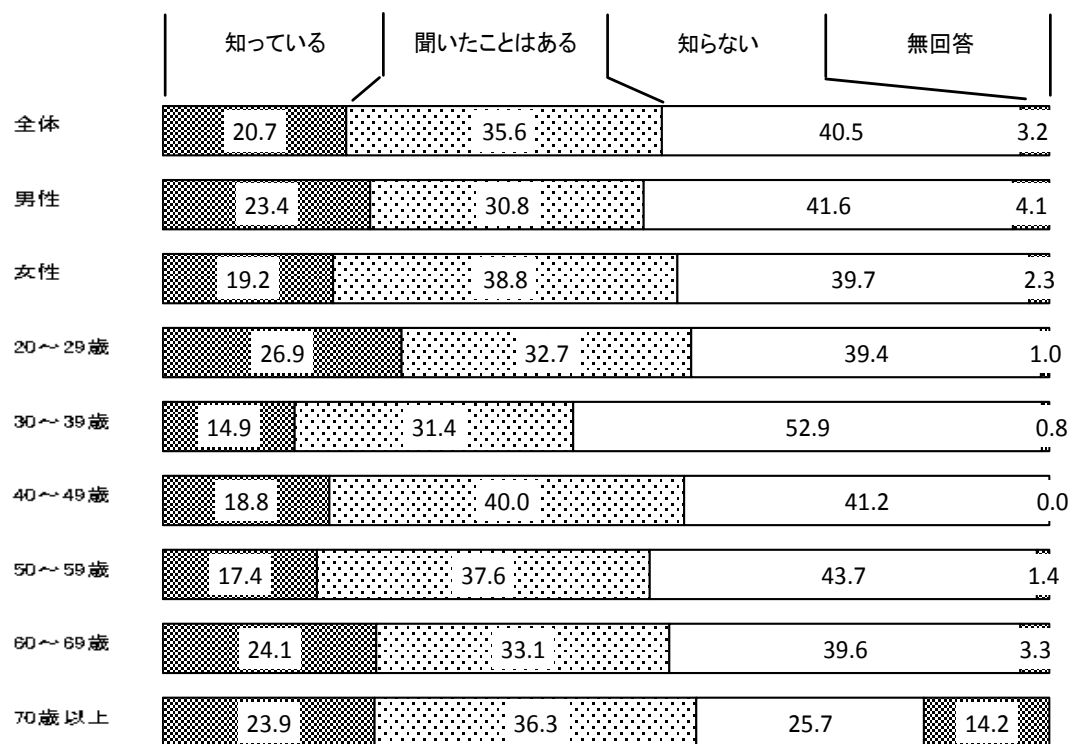
施 策	事 業 名	事 業 の 内 容	所 管 課
①男女平等の意識に立つ学習指導の充実	ア 教科指導の充実	○教師、児童・生徒のかかわりを大切に、男女協力による学習指導の実践に努める。	学校教育課
	イ 道徳教育の充実	○男女の信頼、協力、人権尊重を大切にした道徳教育の実践に努める。	学校教育課
	ウ 特別活動の充実	○男女の共同、相互理解を深める特別活動の実践に努める。	学校教育課
	エ 総合的な学習の時間の充実	○男女共同による「生きる力」を育む総合的な学習の時間の実践に努める。	学校教育課
②教科、領域等における人権教育の充実	ア 教科における人権教育の充実	○保健体育科、技術・家庭科等の学習を通して、男女の相互理解、思いやり等、人権尊重、男女平等の精神を養う。	学校教育課 保健体育課
	イ 道徳、特別活動、総合的な学習の時間における人権教育の充実	○道徳、特別活動、総合的な学習の時間での指導を通して、人権尊重、男女平等の精神を養う。	学校教育課
③性別にとらわれない進路指導や生徒指導の充実	ア キャリア教育の充実	○学校教育全体を通して、系統的な進路指導の展開に努め、性別にとらわれない職業意識の拡充を図る。 ○小・中学校における連続した児童・生徒の育ちを見取り、職業観の育成に努める。	学校教育課 学校教育課
	イ 教育相談の充実	○性に関する指導や交友関係等きめ細かな相談体制の確立と指導の充実を図る。	学校教育課
④学校生活全般における男女共同の具体的な推進	ア 男女共同意識に立つ学校生活の充実	○男女共同による責任ある行動がとれる子どもの育成を目指す指導の充実を図る。	学校教育課
	イ ボランティア教育の推進	○男女共同意識とともに、ノーマライゼーション意識を育む特別活動や総合的な学習の時間等でのボランティア活動の充実に努める。	学校教育課
	ウ 家庭への啓発	○男女共同意識、性教育等について家庭への啓発に努める。	学校教育課
⑤教職員等研修における男女共同の推進	ア 子育て支援職員等の研修	○職員研修により男女平等意識の高揚に努めるとともに、子育て支援に関わる職員の資質向上を図る。	こども政策課 こども育成課
	イ 校内研修の充実	○校内研修により教職員の男女共同意識の高揚に努める。	学校教育課
	ウ 校内組織の充実	○男女共同参画意識を高める校内組織の充実と活性化を図る。	学校教育課

第3章 目標と施策
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

基本的施策（３） 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

男女の固定的な役割分担意識は、男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因となっています。地域社会における学習は、人々に男女平等意識を定着させ、女性が自らの意思によってあらゆる分野に、主体的に参画していくための力をつけるとともに、男性が家庭生活や地域活動に積極的に参画していく上で、重要な役割を持つものです。そのため、生涯を通じ身近な地域社会において男女共同参画について学習ができるようその機会を充実します。

●「男女共同参画」について



資料：男女共同参画に関する意識調査 平成26年 福島市
(国：同様の調査項目なし)

「知っている＋聞いたことはある」は、女性（58.0％）が男性（54.2％）を3.8ポイント上回っている。年齢別では、「知っている＋聞いたことはある」は、30代（46.3％）を除く各年代では6割前後と高い。「知らない」は、30代（52.9％）が最も多い。

第3章 目標と施策
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

施 策	事 業 名	事 業 の 内 容	所 管 課
①各種研修会における男女共同参画教育の推進	ア 男女共同参画講座、女性講座等の開催	○働く女性や男性のため、開催日時等の工夫を行うなど、学級、講座等の学習機会の提供を図るとともに、男女共同参画の視点に立った学習内容を取り入れる。 ・男女共生講座等 ・女性学級、女性講座等の充実 ・女性大学講座	男女共同参画センター 生涯学習課
②男性の地域生活、家庭生活を支援する学習機会の提供	ア 男女共同参画出前講座の開催 男性重点 イ 成人対象の学級、講座等の開催 男性重点 ウ 家庭教育学級、講座等の開催 男性重点	○関係機関と連携し周知を図り、地域等で開催する男女共同参画に関する学習会へ講師を派遣する。 ○学習センターの土日開館により、開催日時を工夫し男性の参加を呼びかけていく。 ・市民学校等 ・高齢者学級 ○学習センターの土日開館により、開催日時を工夫し男性の参加を呼びかけていく。	男女共同参画センター 生涯学習課 生涯学習課
③職場内研修への支援	ア 男女共同参画出前講座の開催 イ 啓発資料の作成	○男女共同参画について理解を深めてもらうため、関係機関と連携し周知を図り、企業が行う研修会へ講師等を派遣する。 ○男女共同参画を推進するための資料を作成し配布する。	男女共同参画センター 男女共同参画センター
④社会教育指導者の男女共同参画研修	ア 各種リーダー研修会	○女性学級や女性団体等の各種リーダー研修会に、男女共同参画の視点に立った学習内容を取り入れる。 ・女性学級リーダー研修会 ・女性学級交歓懇談会 ・生涯学習関係担当職員研修	生涯学習課

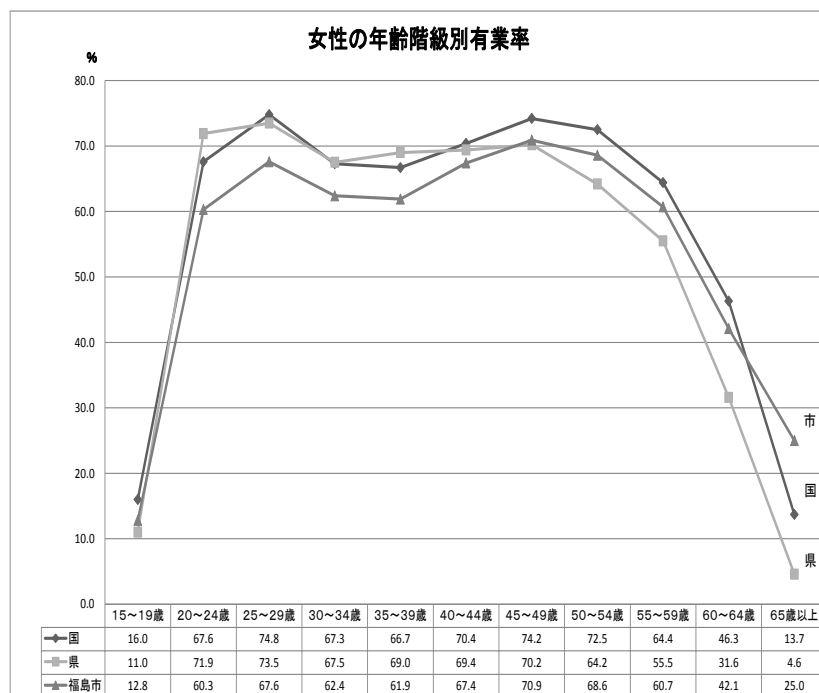
基本目標 Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

少子高齢社会を迎え、男女が年齢や性別にかかわらず様々な分野で一層活躍することが望まれますが、家事・育児・介護については、依然として女性がその多くを担っています。

事業所の多くが、育児休業・介護休業制度を規定しているのに対し、取得者における男女の割合には大きな隔たりがあります。また、女性が出産・育児期に仕事を離れ、その後、再就職をするという傾向は、年齢別に見た女性の労働力が30歳代を谷とするいわゆる「M字型カーブ※1」となっていることから明らかです。一方で、男性は長時間労働を基本とする仕事中心の生活スタイル（男性中心型労働慣行※2）となり、家事や育児に参加しづらいことが指摘されています。

また、非正規雇用者には女性が多く、その地位が経済社会の様々な局面で不安定な状態となることがあり、女性がその意欲と能力を生かして働き続けることを困難にしています。

このため、多様なニーズに応じた子育て・介護に関する社会的支援を充実し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や男性の家庭生活・地域活動への参画を促進する取組を進めるとともに、職場における男女平等を実現させ、男女が様々な活動を自らの選択によるバランスで実現できる社会環境を整備していきます。



資料 市：「平成22年国勢調査」
県：総務省「平成24年就業構造基本調査」
国：総務省「平成25年労働力調査」

※1 M字型カーブ

女性の年齢階級別労働力率をグラフで表したときに描かれるM字型の曲線をいう。出産・育児期にあたる30歳代で就業率が落ち込み、子育てが一段落した後、再就職する人が多いことを反映している。

※2 男性中心型労働慣行

勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行。

第3章 目標と施策

基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

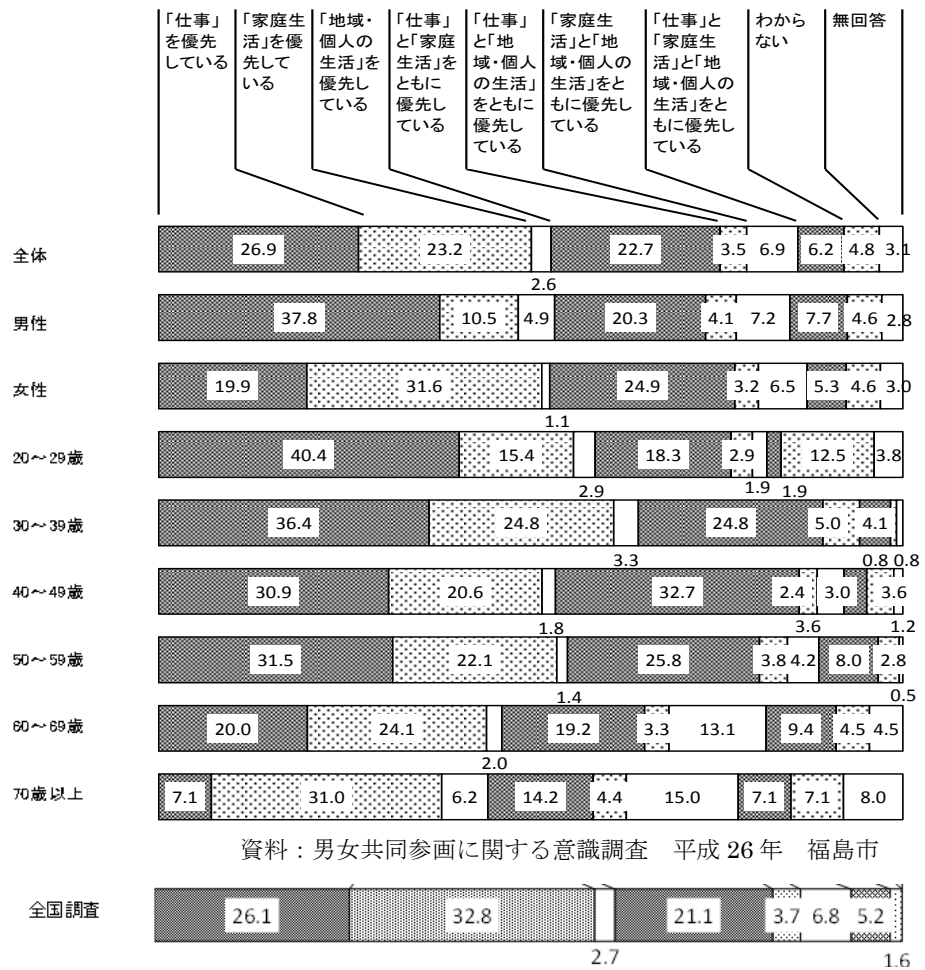
■施策の方向性1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

意識調査では、「仕事と家庭生活を両立したい」と5割の男女が希望しながら、現実では、男性は「仕事を優先」37.8%、女性は「家庭生活を優先」31.6%が最も多くなっています。その背景には、「男は仕事、女は家事・育児」という性別による固定的な役割分担意識が存在し、男性は、長時間労働による職場中心の生活となり、家庭生活を両立できない状況にあります。

男女がともに家庭生活と職業生活を両立し、地域に参画していくために、男性の職場中心の意識、ライフスタイルを見直し、女性に依存しがちな育児・介護の改善を図り、心豊かな生活ができるように支援します。

地域の活気と一人ひとりの豊かさが実感できる社会づくりのために、男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などにバランスよく参画できるよう、各分野で仕事と生活の調和を図るための取組を行います。

●仕事と生活について



資料：男女共同参画に関する意識調査 平成26年 福島市

資料：男女共同参画に関する世論調査 平成24年 国

「仕事を優先している」は、男性（37.8%）が女性（19.9%）を17.9ポイント上回り、「家庭生活を優先している」は、女性（31.6%）が男性（10.5%）を21.1ポイント上回っている。

第3章 目標と施策

基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

基本的施策（１） 雇用環境の整備と働き方の見直し

市町村推進計画 (女性活躍推進法)

これまで男女雇用機会均等法、労働基準法及び育児・介護休業法が整備され、女性の働く環境は改善されてきていますが、男女の賃金格差や昇進、昇格の不平等など男女間格差が解消されてはおりません。

雇用の場における男女共同参画の実現のためには、多様かつ平等な就業制度、雇用制度の普及や拡充が必要です。また、根強く残る固定的な性別役割分担意識により、女性が性別により区別されることなくその能力を十分発揮することや、男性が育児・介護等へ参画するための休業を取得しやすい職場づくりを進め、仕事中心の生活スタイルから、家庭生活や地域活動に参画することができる環境整備に努めます。

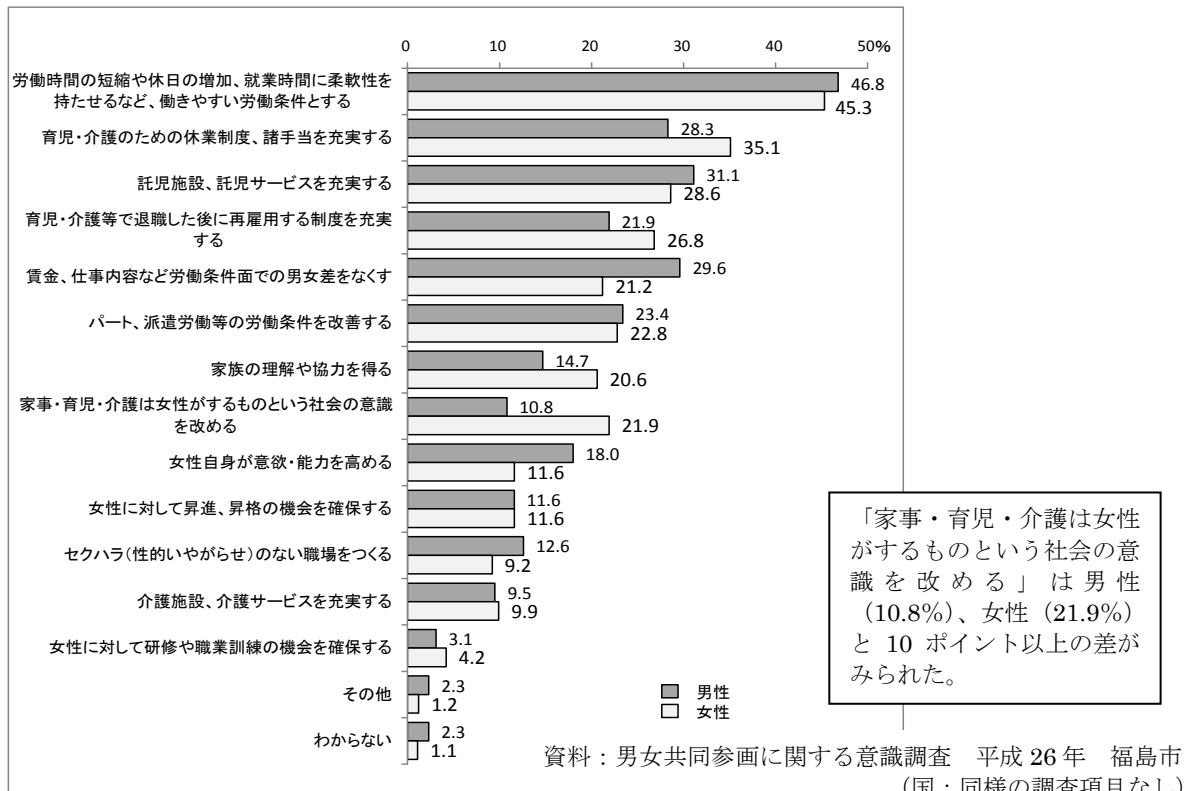
労働者の価値観やライフスタイルが変化する中で、働き方に対する考えも多様化してきています。パートタイム労働や派遣労働など多様な働き方を選択できる環境の整備と就業条件の整備を図ります。

労働者側だけでは、労働環境を改善することが困難であるため、事業主や企業のトップを対象に講演会等を開催し、意識の改革に努めるとともに、雇用環境の整備や働き方の見直しによる労働環境改善への取組を推進し、ワーク・ライフ・バランスを進めるため、事業者と就労者の主体的な取組を促進します。

また、起業を目指す女性に対して、情報提供などの支援を進めます。

なお、本基本的施策は、女性活躍推進法に規定する市町村推進計画として位置付けるものです。

●女性が働き続けるために必要なこと



第3章 目標と施策

基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

施 策	事 業 名	事 業 の 内 容	所 管 課
①男女雇用機会均等法等についての啓発	ア 事業主に対する情報提供 男性重点 イ 事業所実態調査	○使用者団体、関係機関等と連携し、男女雇用機会均等法等についての情報を提供する。 ・募集、採用時における男女の雇用機会均等 ・配置、昇進昇格等における男女平等 ・「セクシュアル・ハラスメント」の防止 ・女性、男性の育児休業制度普及 ○市内民間企業に対し男女雇用機会均等法等に関する調査項目を含めた労働者の労働条件の実態と今後の動向調査を行う。	男 女 共 同 参 画センター 商業労政課 商業労政課
②職場での性別役割分担意識と慣行の見直し	ア 男女共同参画トップセミナーの開催 イ 職場における男女平等推進啓発事業 ウ 女性の働きやすい職場環境を整備している企業に対し認証する。	○雇用の場における男女平等及び仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するため事業主等を対象に講演会を開催する。 ○女性の雇用管理の改善と女性就労者の雇用を促進するため、事業主等に対する啓発を行う。 ○子育て支援や女性の管理職登用等に積極的な企業を認証・公表し、女性が働きやすくより活躍できる職場環境づくりを進める。企業認証式と併せて講演会を開催する。	男 女 共 同 参 画センター 商業労政課 商業労政課
③再雇用、中途雇用の普及促進	ア 求人及び能力開発訓練制度等の情報提供	○求人情報を広く提供するとともに、能力再開発訓練制度等に関して周知を図る。	商業労政課
④女性起業者の支援	ア 起業に関する情報提供 イ 女性創業者に対する支援	○関係機関等と連携し、情報提供を行う。 ○創業融資を受けた際の利子2年間全額補助を行う。	産業創出推進室 商業労政課
⑤パートタイム、派遣・家内労働者の就業条件の整備	ア 事業主等に対する啓発活動の推進	○労働条件等実態調査を活用し就業条件や正規雇用転換制度の活用状況を把握し、関係機関等と連携し関係法令などの啓発活動を行う。	商業労政課
⑥相談体制の充実	ア 職業相談事業の充実	○福島市就職支援相談窓口を設置し、相談事業の充実を図るとともに、勤労者福祉施設等では関係機関で実施する職業相談事業の周知を図る。	商業労政課

第3章 目標と施策

基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

基本的施策（２） 家庭生活における男女共同参画の促進

意識調査では、家事等の分担について、「主に妻が担っている」と答えた人の割合が高く、食事の用意69.7%、掃除56.7%、洗濯64.7%などとなっており、家事の大半は妻が担っている状況がうかがわれます。

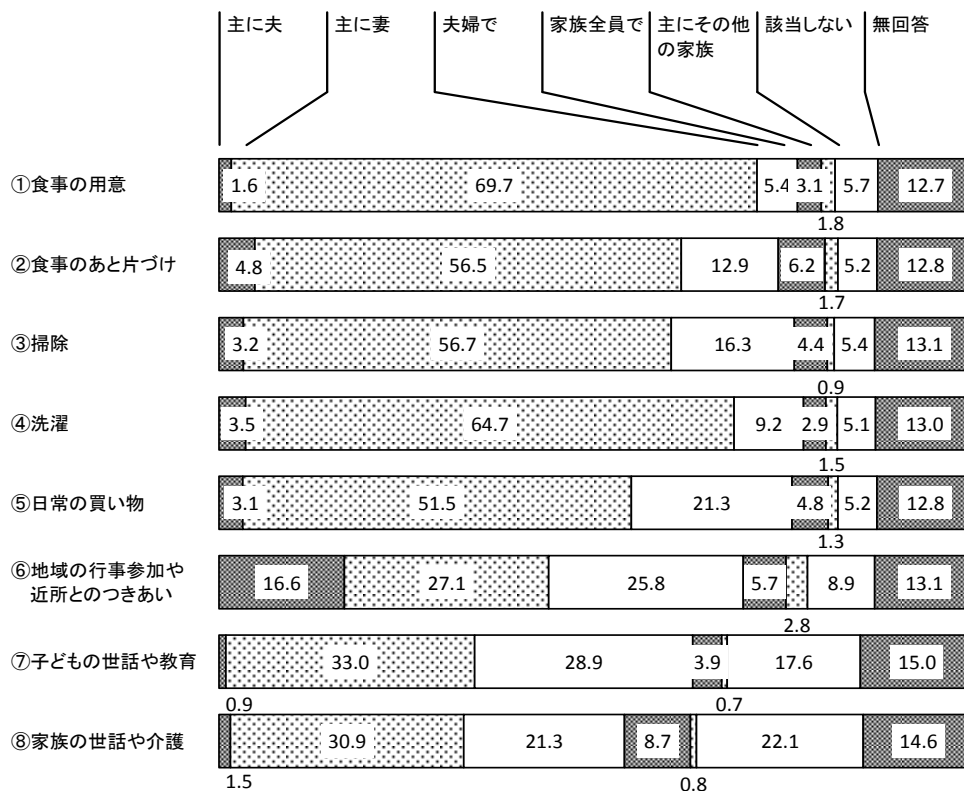
家庭においては、その構成員すべてがお互いの人格を尊重し、対等な関係で協力し合い、男女がともに家族的責任^{*}を担うことができるような環境を整備することが必要です。

また、ひとり親家庭など多様化した家族形態に対応した社会的支援の充実を図ります。

※家族的責任

ILO156号条約（家族的責任条約）に規定。家族的責任を男女がともに担うことを基本的な考え方としている。家族的責任は扶養する子どもへの責任だけでなく、介護または援助が必要な近親の家族への責任も含む。

●家事の主な分担状況



資料：男女共同参画に関する意識調査 平成26年 福島市
(国：同様の調査項目なし)

家事の大半は妻が担っているという状況が伺える。これに対して、「地域の行事参加や近所とのつきあい」や「家族の世話や介護」、「子どもの世話や教育」では、「主に妻」の割合が3割程度であり、「夫婦で」や「主にその他の家族」の分担があり、妻への負担が軽減している状況が伺える。

第3章 目標と施策

基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

施 策	事 業 名	事 業 の 内 容	所 管 課
①多様な家族形態に対応した家庭生活への支援	ア ひとり親家庭 援護事業	○ひとり親家庭等に対し、医療費の助成を行う。 ○ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当の支給を行う。 ○ひとり親家庭等に対し、就学、住宅等の資金の貸付を行う母子父子寡婦福祉資金貸付の申請受付を行う。 ○ひとり親家庭に対し、高等職業訓練促進給付金事業等を実施する。 ○ひとり親家庭に対し、相談事業を実施する。 ○母子家庭の福祉対策として母子生活支援施設への入所を実施する。	地域福祉課 こども政策課 こども政策課 こども政策課 こども政策課 こども政策課
②求職活動支援 相談の充実	ア 就労支援窓口 を生活福祉課 に常設	○児童扶養手当を受給している方や生活に困窮する方を対象として福祉事務所とハローワークが共同で就労支援を行う。	生活福祉課
③性別役割分担意識の改革支援	ア 広報・啓発事業	○男女の固定的な役割分担意識を是正し、男女平等の理念の浸透を図り、家庭における男女共同参画を促進するための資料や情報紙などを作成し配布する。	男女共同参画センター
④男性の家庭生活への参画支援	ア 家庭教育学級、講座等の開催 男性重点 イ 成人対象の学級、講座等の開催 男性重点 ウ 子育て応援広場の開催 男性重点	○学習センターの土日開館により、開催日時を工夫し男性の参加を呼びかけていく。 ○学習センターの土日開館により、開催日時を工夫し男性の参加を呼びかけていく。 ・市民学校等 ・高齢者学級、講座等 ○乳幼児と保護者を対象にした遊びの機会を提供することにより、父親の育児参加へつなげる。	生涯学習課 生涯学習課 こども政策課

第3章 目標と施策

基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

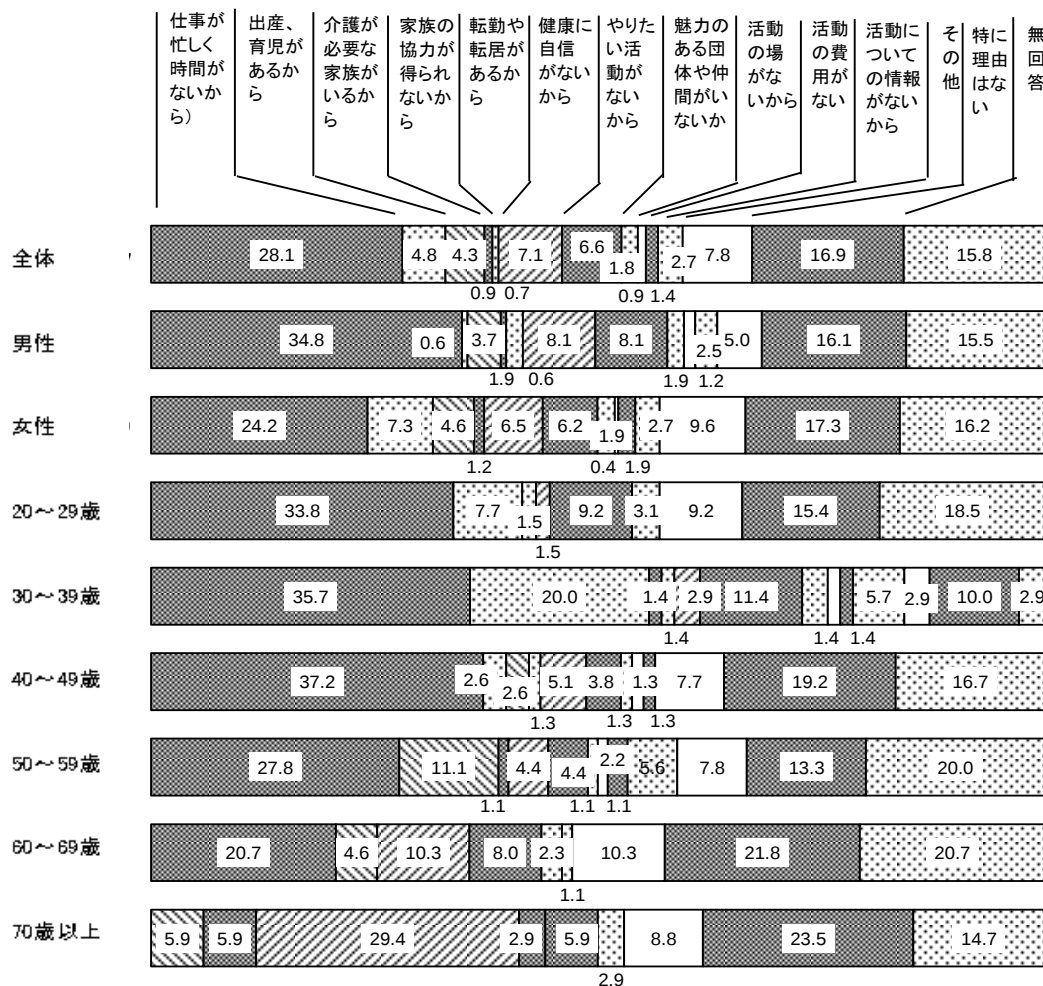
基本的施策（3） 地域活動における男女共同参画の促進

地域社会は、大切な生活の場であり、豊かな活力ある地域社会をつくるためには、男女が共に地域活動に参画していくことが重要です。

しかし、町内会や自治会の役員活動では男女の格差が大きく、女性が地域組織の役員になりにくい現状にあります。その一方で、男性の職場中心の意識、ライフスタイルが地域活動への男性の参画を阻んでいます。

地域社会をより豊かなものにするために、男女がともに職業生活と家庭生活との両立を図ることができ、また、地域社会にも主体的に参画できる環境づくりを進めます。

●地域活動に参加しない理由



資料：男女共同参画に関する意識調査 平成26年 福島市
(国：同様の調査項目なし)

「仕事が忙しく時間がないから」は、男女ともに第1位にあり、男性（34.8%）が女性（24.2%）を10.6ポイント上回る。また、「出産、育児があるから」という理由は女性の割合が高い。

第3章 目標と施策

基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

施 策	事 業 名	事 業 の 内 容	所 管 課
①地域づくりに 関する方針決 定過程への女 性の参画促進	ア 男女共同参画 出前講座の開 催	○関係機関と連携し周知を図り、地域等で開催する男女 共同参画に関する学習会へ講師を派遣する。	男女共同参 画センター
	イ 自治振興協議 会の開催	○市政に関する意見の交換を図り、地域住民の声を 具体的に聴取して施策に反映させる目的で開催す る。自治振興協議会への女性の参画を促進する。	市民協働課
②地域活動への 参画促進	ア 市民活動支援 事業	○市民活動サポートセンターを拠点として各種事業 を実施する。	市民協働課
	イ 地域における 女性団体への 支援	○福島市婦人団体連絡協議会への支援を行う。 ・女性大学講座の共催 ・補助金の交付等	生涯学習課
③地域社会活動 やボランティア 活動の広報	ア 市政情報提供 の充実と強化	○市政だよりや新聞、ラジオ、テレビ、スマートフ ォン、インターネットなどを活用するとともに、 広報情報モニター制度等により、市民の意見聴取 の場をつくりながら、親しみやすく、誰もが分か りやすい市政情報の充実に努める。	広報課
	イ ボランティア 活動の支援	○ボランティア活動に関する情報を収集し、提供す る。	市民協働課 商業労政課

第3章 目標と施策

基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

市町村推進計画 (女性活躍推進法)

基本的施策(4) 仕事と子育て及び介護等の両立支援

女性の職場進出が進む中で、職場での責任と育児など家族的責任の負担の重さなどが、女性の就業継続を困難にしています。

男女の職業生活と家庭生活の両立を図るため、就業を継続し、子育て・介護を可能にする環境の整備に努めます。

子育てについては、次世代育成支援対策推進法により地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにして社会全体で支援するとともに、子ども・子育て支援法の制定を踏まえ、子どもを健やかに生み育てられる環境の整備に努めます。

また、少子・高齢化、核家族化が進展する中で、親や配偶者などの介護の問題は、男女が働き続ける上で、大きな問題となっています。女性も男性も、バランスのとれた仕事と家庭の両立ができるように、相談機能を強化させるとともに介護保険制度の周知・啓発と介護サービスなどの介護環境整備の充実に努めます。

なお、本基本的施策は、女性活躍推進法に規定する市町村推進計画として位置付けるものです。

施 策	事 業 名	事 業 の 内 容	所 管 課
①子育て支援、 児童の健全育 成の充実	ア 子育て講演会	○子育て支援に関わる職員と市民の育児に関する啓発を図る。	こども政策課
	イ 保育サービス事業	○幼稚園・保育所・認定こども園などにおける多様な保育サービス需要に適切に対応し、延長保育や一時預かり保育など保育システムの多様化、弾力化、多機能化に努める。 ・延長保育 ・一時預かり保育 ・休日保育 ・乳児保育 ・地域活動事業 ・病児・病後児保育事業(病後児型) ・病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)など	こども育成課
	ウ 保育料の軽減	○保育料の保護者負担軽減に努める。	こども育成課
	エ 子育て支援短期利用事業	○保護者の疾病・出産等により、一時的に子どもの養育が困難となった場合における支援事業(子どものショートステイ)を行う。	こども政策課
	オ 放課後児童健全育成事業	○保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後の遊びや生活の場を提供する放課後児童健全育成事業を実施する。	こども政策課

第3章 目標と施策

基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

施 策	事 業 名	事 業 の 内 容	所 管 課
①子育て支援、 児童の健全育 成の充実	カ 児童の健全育 成事業	○健全な遊びを通して、体力増強を図りながら、児童 の集団的個別的指導を行う。子供会、各種クラブ等 の地域組織活動の育成助長を行う児童センター事業 を実施する。	こども政策課
	キ 地域子育て支 援体制の整備	○育児の援助について、受けたい者と、行いたい者と を会員として組織するファミリーサポート事業を実 施する。	こども政策課
	ク 預かり保育事 業	○保育ニーズの多様化に伴い、子育てを支援する目的 で幼稚園において預かり保育を実施する。	学校教育課
②教育、保育施 設の整備促進	ア 保育所・認定こ ども園の整備	○福島市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育 所等の定員適正化を図るため、保育所・認定こども 園の整備を行う。	こども育成課
③相談体制の充 実	ア 相談体制の充 実	○子育ての孤立や不安の解消を図るため、相談体制の 整備・充実を図る。 ・子育て相談窓口の設置 ・地域子育て支援センターの設置	こども政策課
	イ こども発達相 談	○臨床心理士等による相談を実施し、医療・療育・ 教育等へつなぎ、また、家庭での療育方法につい て支援を図る。	こども政策課
④特定事業主行 動計画の実施	ア 福島市職員の 子育て支援プ ラン 男性重点	○母性保護、育児休業、休暇などの各種制度につい ての周知を図る。 ○男性職員の育児休業の取得促進を図る。	人事課 人事課
⑤介護保険制度 の運営	ア 介護保険制度 の広報・啓発	○介護保険制度の説明会を開催する。 ○介護保険制度の啓発資料・パンフレットを配布す る。	長寿福祉課 長寿福祉課
	イ 介護相談員の 派遣	○介護サービス事業所において利用者への相談を実 施し、介護サービス等の質的向上を図る。	長寿福祉課
⑥相談体制、情 報提供体制の 充実	ア 地域包括支援 センター機能 の充実	○高齢者や家族等(原発事故による広域避難高齢者や 家族を含む)の相談に応じ、保健、医療、福祉サービ スが総合的かつ適切に受けられるよう、地域包括支 援センターの相談等機能を充実する。	長寿福祉課
⑦介護施設及び 設備の充実	ア 介護保険施設 の整備促進	○特別養護老人ホーム、老人保健施設等の整備を図る。	長寿福祉課
	イ 要介護高齢者 等住宅改修助 成事業	○高齢者及び障がい児・者が快適で安全な在宅生活 を送ることができるよう住宅改修資金を補助す る。	長寿福祉課

第3章 目標と施策

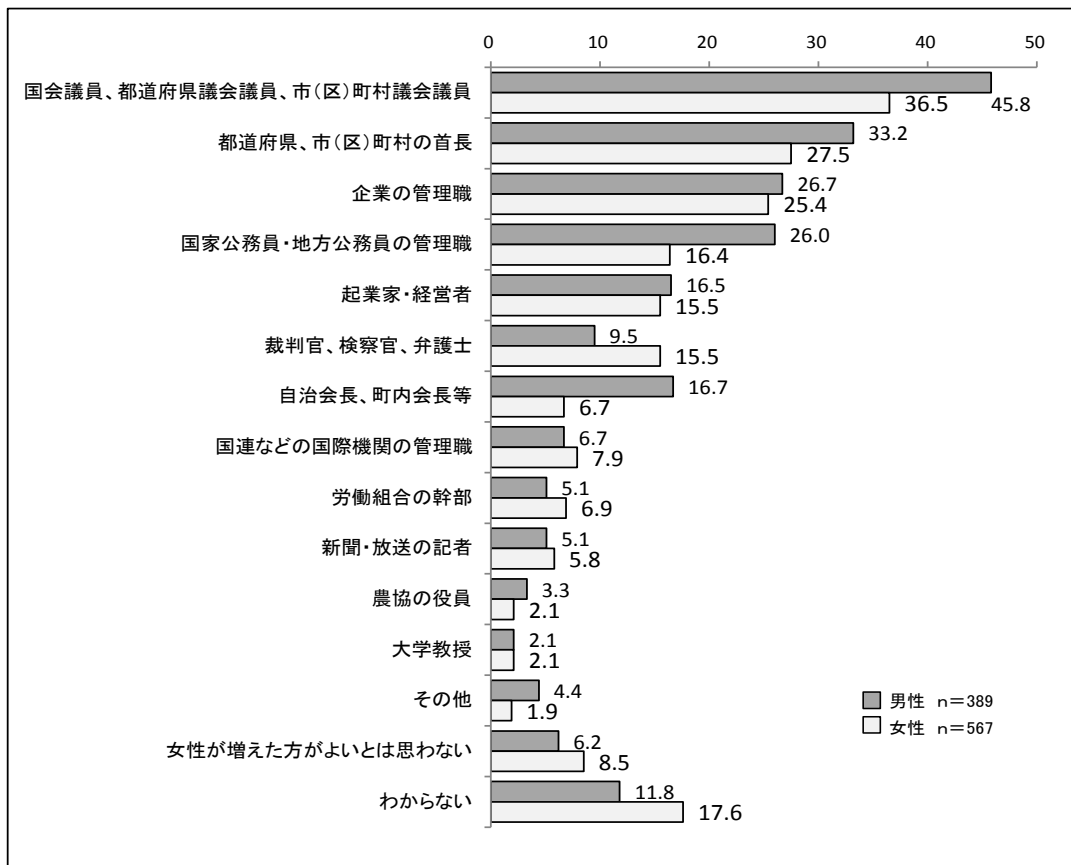
基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

■施策の方向性2 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

政治や行政の公的分野や企業・団体・地域等について、女性の参画が進まない要因は、男女間の経済的格差に加え、固定的な性別役割分担意識や慣行が根強く残っていることなどが考えられます。特に、政治や行政機関などで決定する政策・方針は、そこで生活する男女の双方に影響を及ぼすことから、その意思決定過程には、男女がバランス良く参画することが望まれます。そのためには、高い意識を持って行動し、責任を担うことができる女性人材の育成が重要であり、固定的な性別役割分担意識や慣行にとらわれない周囲の意識といった環境整備も進めなければなりません。

また、重要な労働力となっている女性の役割を適切に評価するとともに、男女の平等な関係形成の基盤である経済的自立に向けた各種の支援を進める必要があります。

●女性がもっと増えた方がよいと思う職業や役職

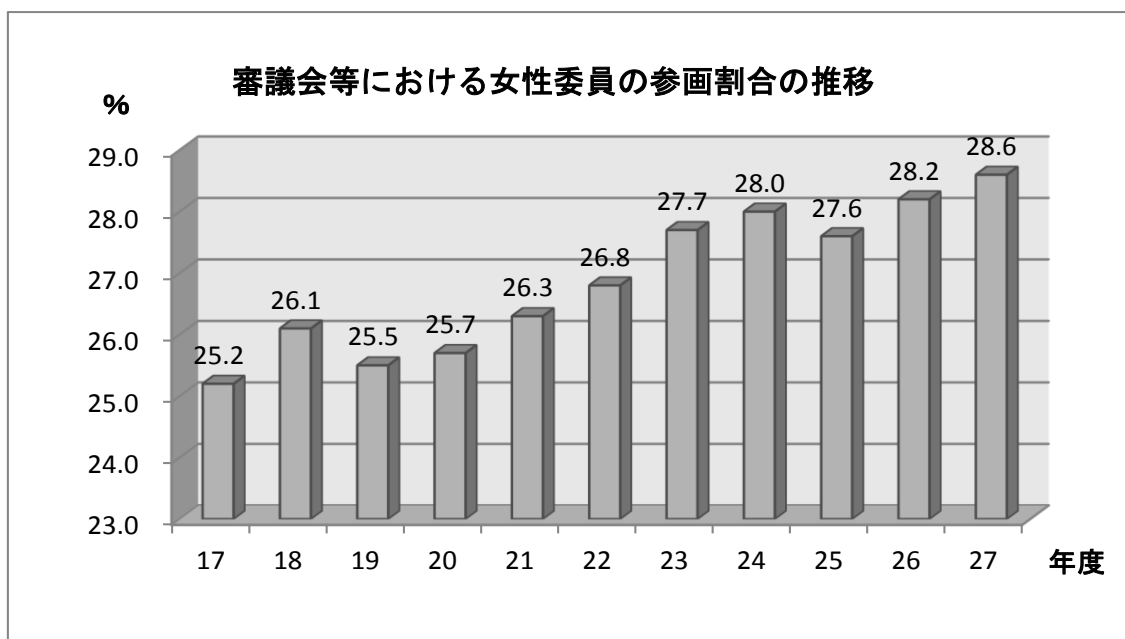


資料：男女共同参画に関する意識調査 平成26年 福島市
(国：同様の調査項目なし)

男性の回答割合が女性を大きく上回るのは、「国会議員、都道府県議会議員、市(区)町村議会議員」や「国家公務員・地方公務員の管理職」、「自治会長、町内会長等」で、女性の回答割合が男性より大きいのは、「裁判官、検察官、弁護士」となっている。

第3章 目標と施策

基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり



資料出所：福島市男女共同参画センター

第3章 目標と施策

基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

基本的施策（１） 政策・方針決定過程における女性の参画の促進

魅力ある豊かな社会を築いていくためには、女性の意見を広く市政に反映していくことが大切であるため、審議会や委員会への女性の参画を積極的に推進する必要があります。

施策の対象の半数は女性が占めており、施策は一人ひとりの市民の生活に大きな影響をあたえます。

市政への積極的な参画を促すために、学習機会の提供や啓発・情報の提供に努め、政治への積極的な参加を促すための意識づくりを進めます。

審議会等への女性委員の参画促進に関する目標値		
指 標 名	現状値(H27)	目標値(H32)
女性委員の参画割合	28.6%	40.0%
女性委員が参画していない審議会等の数	5 審議会	0 審議会



参考：「審議会等の委員を委嘱する際、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満とならないよう努める。」（福島市男女共同参画推進条例）
及び本来あるべき姿の数値化

第3章 目標と施策

基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

施 策	事 業 名	事 業 の 内 容	所 管 課
①条例、要綱等の見直しと女性の参画割合等の設定	ア 審議会等への女性委員の参画促進	○附属機関等の設置及び運営に関する要綱に基づく各種審議会等委員の参画方法や制度の見直しを図る。	総務企画課 関 係 各 課
	イ 審議会等の女性委員の参画割合の設定	○平成 32 年度までに女性委員の参画割合の目標値を 40%とし、定期的に調査するとともに、その結果を公表し、女性の参画を計画的に進める。	男女共同参画センター
	ウ 女性委員が参画していない審議会等への積極的参画促進	○平成 32 年度までに女性委員が参画していない審議会等の数の目標値を 0 とし、定期的に調査するとともに、その結果を公表し、女性の参画を計画的に進める。	男女共同参画センター
	エ 公募による参画の促進	○幅広い分野からの参画を進めるために公募制度を取り入れるとともに、実践活動者を積極的に参画させる。	男女共同参画センター
②人材リストの整備	ア 人材リストの整備	○各分野において男女共同参画について専門知識を持つ人材を募集し、各種審議会等に人材情報として提供する。	男女共同参画センター
③職制への女性の積極的登用	ア 職制への女性の積極的登用	○女性の職制への登用を積極的に進めるとともに、その拡大を図る。	人事課
④性別にとらわれない採用・配置・昇進の推進	ア 職域の拡大	○募集、採用の均等な機会を確保するとともに、職域の拡大を図る。	人事課
	イ 研修の機会拡大と充実	○男女共同参画社会の構築に資する研修の充実を図る。	人事課
⑤市政を身近なものとするための広報活動の推進	ア 市政情報提供の充実と強化	○市政だよりや新聞、ラジオ、テレビ、スマートフォン、インターネットなどを活用するとともに、広報情報モニター制度等により、市民の意見聴取の場をつくりながら、親しみやすく、誰もが分かりやすい市政情報の充実に努める。	広報課
⑥市政に関する意識の聴取	ア 自治振興協議会の開催	○市政に関する意見の交換を図り、地域住民の声を具体的に聴取して施策に反映させる目的で開催する。自治振興協議会への女性の参画を促進する。	市民協働課

第3章 目標と施策

基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

基本的施策（２） 女性の人材育成施策の充実

本市における各種審議会等への女性委員の参画割合は、28.6%（平成27年4月1日現在）となっています。女性委員のいない審議会等もあり、今後も女性の参画を促進するため、参画方法や制度の見直しなどを進めるとともに、女性自身も力をつけ、自主的に社会のあらゆる分野に参画できるような学習機会を提供します。

女性の社会参加は進んでいますが、政策や方針決定過程への女性の参画はいまだに十分とは言えない状況にあります。女性の採用、登用、職域の拡大を図るため、各種研修・訓練の機会の充実を図り、能力の開発を計画的に進めます。

施 策	事 業 名	事 業 の 内 容	所 管 課
①人材養成と意識改革のための研修機会の提供	ア 講座等の充実	○市政に参画する女性を養成するため講座等を充実する。 ・男女共同参画人材養成講座 ○女性が話し合いの技術を学ながら政策提言作成のスキルを身に付けるための講座を開催する。 ・ウィメンズ イノベーション カレッジ イン ふくしま	男女共同参画センター 男女共同参画センター
②市政に関する意識の聴取	ア 行政懇談会の開催	○男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画推進団体代表者等との懇談会を開催する。	男女共同参画センター

第3章 目標と施策

基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

基本的施策（３） 農業の分野における女性の参画の促進

地域づくりにおいて、女性の参画が少なかった分野や重要事項の決定の場に女性が参画し、これまでとは違う役割を担うことで、地域が活性化するよう地域活動への女性のさらなる参画を促進する必要があります。

農業の分野においては、本市の各種審議会等への女性委員の参画割合が、他と比べ低調となっています。

そのため、農業の分野における女性の社会参加及び経営参加を進めることで、女性の社会的・経済的地位の向上を図ることが必要であります。

また、女性の視点を反映した地域づくりを進めるためにも、農業の分野での女性の参画を促進することが重要です。

施 策	事 業 名	事 業 の 内 容	所 管 課
①農業の分野における女性への支援と環境整備	ア 農業、農村における女性団体活動の支援	○各種研修会等の開催に対する支援協力を行う。	農業振興室
	イ 農業、農村における女性農業者起業活動の支援	○女性農業者が行う起業活動等への支援協力を行う。	農業振興室
	ウ 家族経営協定締結の推進	○家族の就業条件等について協定を結ぶことで、女性農業者の役割を明確にし、全員で意欲と能力を存分に発揮し、より良い農業経営を営める環境を整備する。	農業振興室
	エ 農業委員への女性の参画	○女性の視点を生かした農業経営の発展や6次産業化の促進を図るため、女性が農業委員として参画できる環境を整える。	農業委員会

第3章 目標と施策

基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

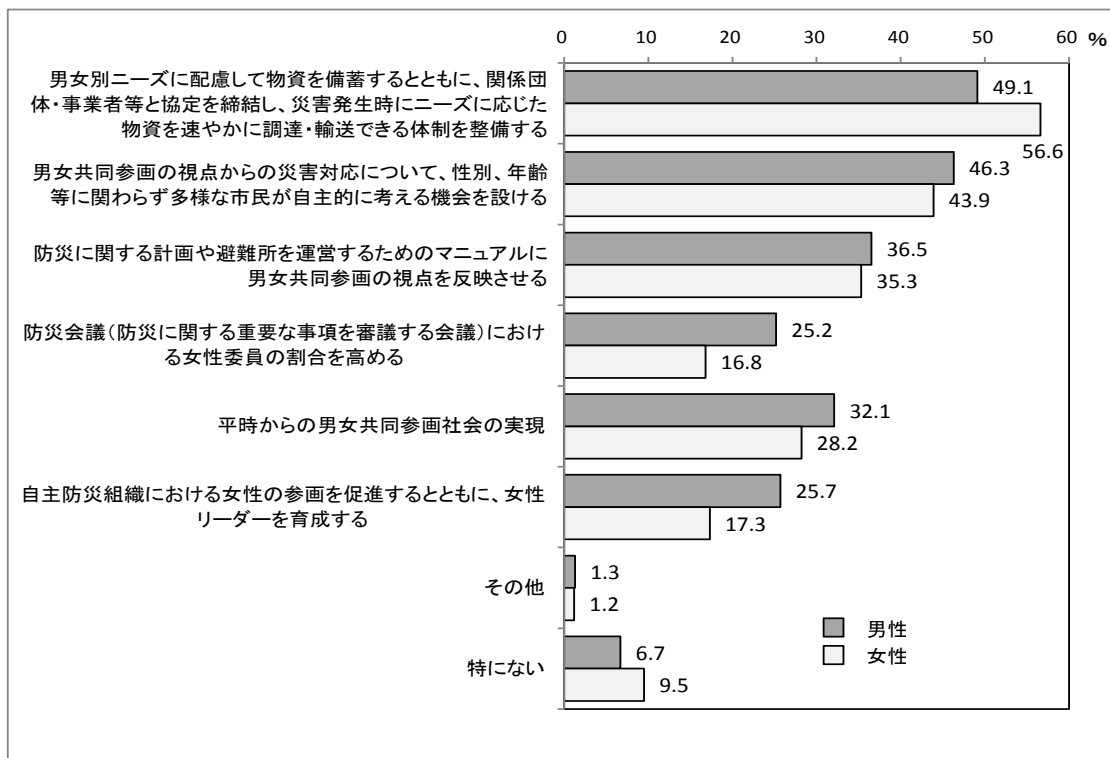
■施策の方向性3 復興・防災における男女共同参画の促進

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、公共施設をはじめ、ライフラインや家屋などに甚大な被害をもたらしました。さらに、東京電力福島第一原子力発電所は、原発事故を発生させ、市民へ計り知れない不安を与えるなど、大きな影響を及ぼしてきました。

また、避難所等の生活では、衛生用品・女性用品の提供や授乳室の確保など、女性や子育てに配慮した避難所の開設及び運営管理が不十分だったことが課題として挙げられました。

今後の震災復興・防災に向けては、大震災で得た経験や教訓を踏まえ、男女共同参画の視点に立った災害対応の取組が求められています。

●防災における男女共同参画について



資料：男女共同参画に関する意識調査 平成26年 福島市
(国：同様の調査項目なし)

「男女別ニーズに配慮して物資を備蓄するとともに、関係団体・事業者等と協定を締結し、災害発生時にニーズに応じた物資を速やかに調達・輸送できる体制を整備する」は、女性(56.6%)が男性(49.1%)を7.5ポイント上回っている。

第3章 目標と施策

基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

基本的施策（１） 復興・防災体制及び現場における女性の参画の促進

政策・方針決定過程や避難所の運営にあたっては、女性の参画を促進するとともに、プライバシーが確保された女性専用ルームや授乳室を設置するなど避難者の人権に配慮した環境づくりに努めます。

物資の確保においては、男女のニーズの違い等に配慮した備蓄物資の整備を図ります。

また、地域の自主防災力を高め、女性の視点に立った防災対策のため、地域防災リーダーの養成を図ります。

施 策	事 業 名	事 業 の 内 容	所 管 課
①防災の分野における女性の参画の促進	ア 福島市防災会議への女性の参画	○防災会議委員を構成する機関や団体等に対して、女性の参画を促すよう努める。	危機管理室
②避難所備蓄品の整備	ア プライバシーに配慮した避難所備蓄品の整備	○プライバシーに配慮したパーテーション等避難所備蓄品の整備を図る。	危機管理室
③防災士の養成	ア 防災士の養成	○女性の視点等に立った防災対策のための地域防災リーダーの養成を図る。	危機管理室
④消防団員への女性の参画促進	ア 消防団への入団促進	○積極的に女性が消防団に入団できる環境を整える。	消防総務課
⑤消防団員の広報及び啓発活動	ア 広報及び啓発活動	○地元コミュニティと深いつながりがある女性消防団が広報、啓発活動のできる環境を整える。	消防総務課

基本目標 Ⅲ 男女の人権を尊重する社会づくり

日本国憲法は、「すべて国民は、個人として尊重され、法の下に平等である。」としています。
また、性別による差別の禁止も明らかにされています。これまで、この基本理念の下、法律や制度の整備が図られてきました。

しかし、現実には、依然として、家庭、地域、職場など**社会**のあらゆる分野において、固定的な役割分担意識が根強く残っており、女性が個性をいかしその能力を十分に発揮することができる機会を阻んでいます。

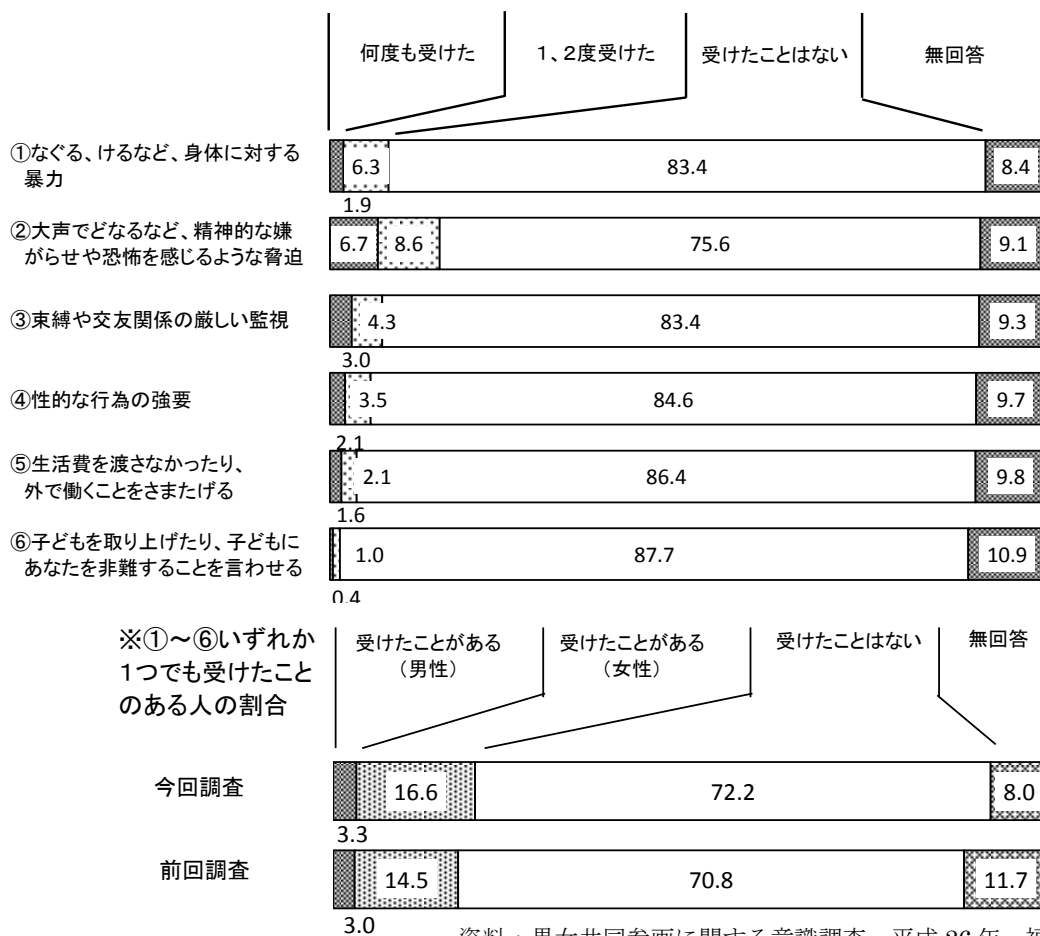
男女共同参画社会の形成のためには、人権の尊重はきわめて重要です。

また、真の男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりが固定的な役割分担意識に気づき、これを是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進することが不可欠です。

男女の人権が尊重される社会づくりのためには、性別役割にとらわれた生き方が、男女の可能性を狭め、自由で主体的な選択を阻んでいることを認識することが必要です。

人格形成過程において男女平等意識を身につけ性別にとらわれずに、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、人権尊重の視点に立った男女平等教育を推進するとともに、あらゆる年齢層の人々に対する意識の改革を進めます。

●配偶者等からの暴力について（男女を含めた全体）



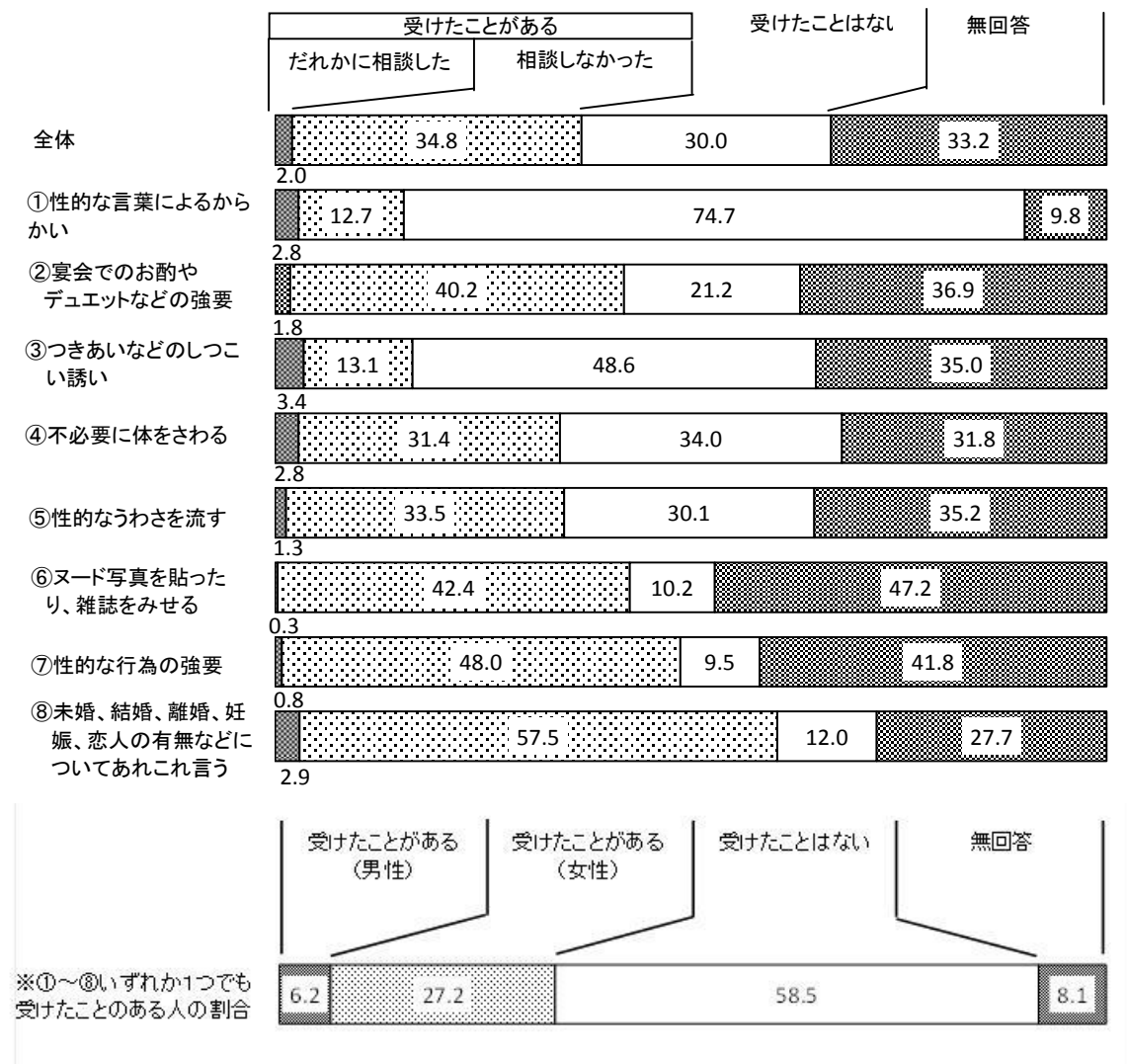
資料：男女共同参画に関する意識調査 平成26年 福島市
(国：同様の調査項目なし)

第3章 目標と施策

基本目標Ⅲ 男女の人権を尊重する社会づくり

①～⑥のいずれか1つでも受けたことのある人の割合は 19.9%で、内訳は男性 3.3%、女性 16.6%であり、その大半は女性である。前回調査と比較して、「受けたことがある」は 2.4 ポイント増加し、「受けたことはない」は 1.4 ポイント減少した。全体的には前回調査より増加している。

●職場などでのセクハラについて（男女を含めた全体）



資料：男女共同参画に関する意識調査 平成 26 年 福島市
(国：同様の調査項目なし)

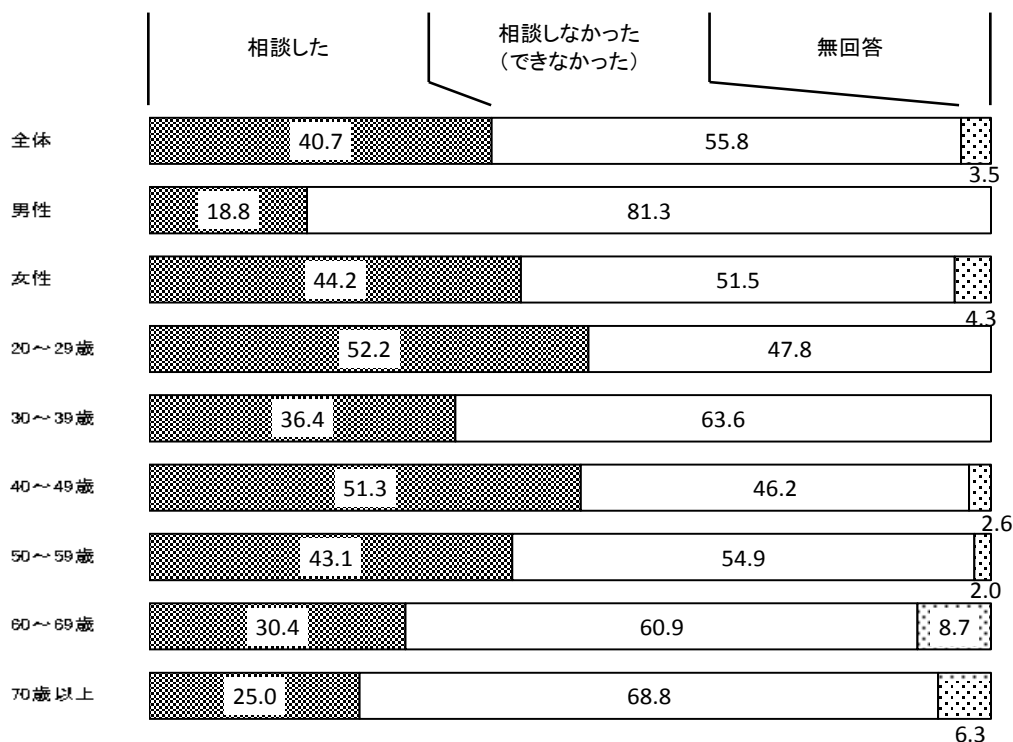
受けたことがある場合に、“相談しなかった”という人の割合が圧倒的に高い。
また、①～⑧のいずれか1つでも受けたことがある人の割合は 33.4%であり、その内訳は、男性が 6.2%、女性が 27.2%となっている。

■施策の方向性1 男女間のあらゆる暴力等の根絶

配偶者や恋人などのパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス※ 以下、「DV」と略）、職場などで見られるセクシュアル・ハラスメント、性暴力などは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、多くの場合、女性が被害者です。市民意識調査でも、暴力被害の経験があったと回答した女性が16.6%となる一方で、公的機関などを含めて誰にも相談しなかった女性は51.5%に上っており、問題がいまだ潜在化していることがうかがえます。

このため、暴力に対する厳正な対応や防犯対策を強化するとともに、相談窓口の周知や被害者支援体制を充実するなど、性差別や暴力を許さない社会の形成のための取組を一層進める必要があります。

●配偶者等からの暴力に対する相談の有無



資料：男女共同参画に関する意識調査 平成26年 福島市
(国：同様の調査項目なし)

「DVを受けたときに、だれかに相談したかどうか」を聞いたところ、「相談した」(40.7%)より「相談しなかった(できなかった)」(55.8%)の方が上回った。また、「相談した」割合は、女性(44.2%)の方が男性(18.8%)よりも多く、20代(52.2%)や40代(51.3%)では過半数を示している。また、「相談した」(40.7%)は、前回(43.2%)より2.5ポイント下回っている。

※ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者や恋人、パートナーなど親密な関係にある者、または、親密な関係にあった者から振るわれる暴力のこと。

第3章 目標と施策
基本目標Ⅲ 男女の人権を尊重する社会づくり

基本的施策（１） DVやセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた意識啓発

DV、デートDV※やセクシュアル・ハラスメント等は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、防止に向け、人権尊重に立脚した普及・啓発を推進します。

※デートDV

交際相手から振るわれる暴力のこと。

施 策	事 業 名	事 業 の 内 容	所 管 課
①DV、デートDV、セクシュアル・ハラスメントについての調査及び結果の公表	ア 調査の実施及び結果の公表 男性重点	○ DV、デートDV、セクシュアル・ハラスメントの実態調査をし、結果を公表する。	男女共同参画センター
②DV、デートDV、セクシュアル・ハラスメントの防止対策	ア 情報提供 男性重点	○DV、デートDV、セクシュアル・ハラスメントは人権を侵害する行為であることの認識を深めるとともに、防止のための情報を提供する。	男女共同参画センター
③関係機関等との連携強化	ア 児童虐待防止推進事業	○講演会等の実施、パンフレット配布など、虐待防止に向けた広報活動のほか、学校・医療機関・警察などの関係機関との連携を図る。	こども政策課
	イ 高齢者虐待防止事業	○高齢者虐待防止を推進するため、地域包括支援センターをはじめ住民組織、警察などの関係機関との連携を強化する。	長寿福祉課
	ウ 障がい者虐待防止推進事業	○障害者虐待防止センター事業の積極的な推進を図るとともに、虐待防止に向けた広報活動のほか、地域住民及び地域団体、学校・医療機関・警察などの関係機関との連携を図る。	障がい福祉課

第3章 目標と施策

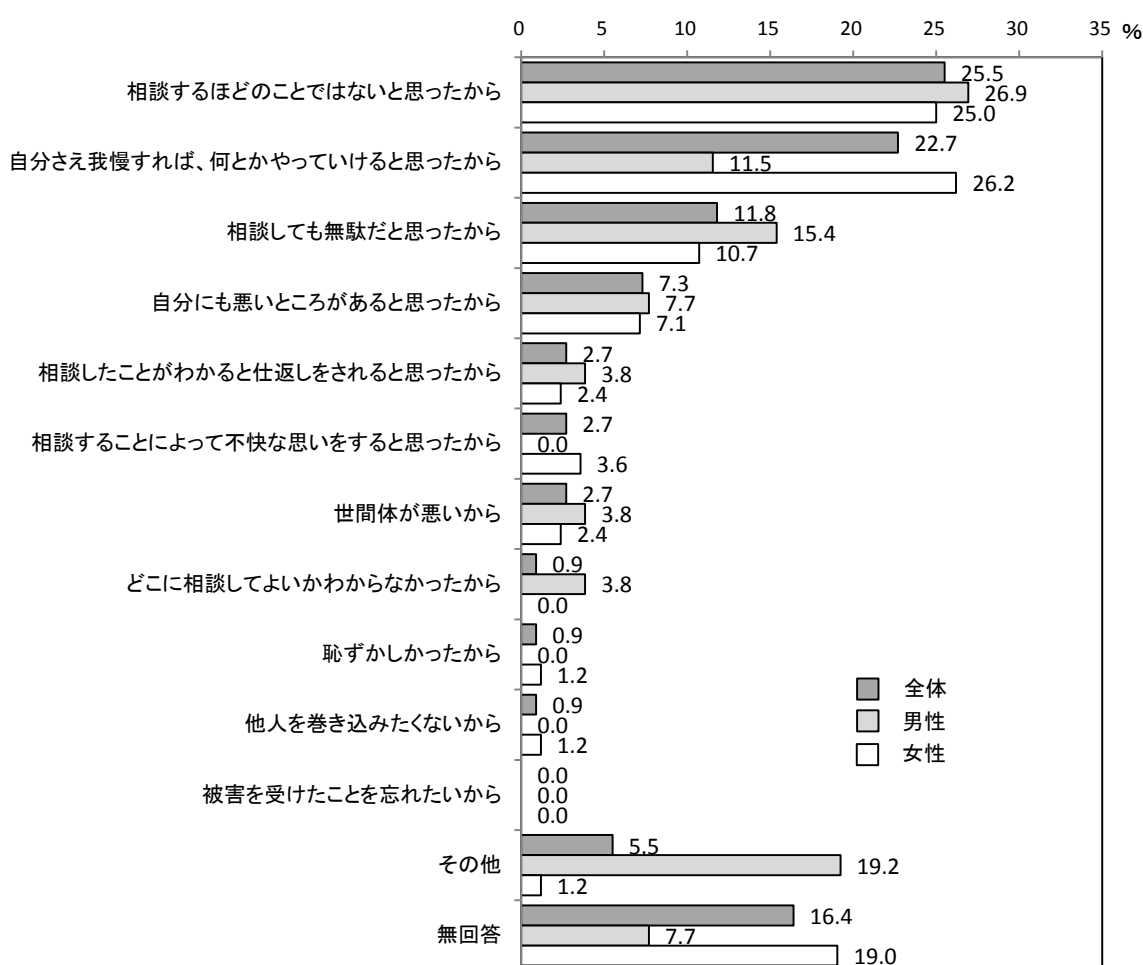
基本目標Ⅲ 男女の人権を尊重する社会づくり

基本的施策（２） 相談・支援体制の充実

被害者が相談しやすいよう、窓口の広報を強化するとともに、被害者の自立支援に関する制度を広く周知し、DV被害の潜在化を防ぎます。

また、相談者が窓口で大声で説明しなければならないなどの二次被害にあわないような、相談・支援環境の整備と充実を図ります。

●暴力を受けたが相談しなかった理由



資料：男女共同参画に関する意識調査 平成26年 福島市
(国：同様の調査項目なし)

全体では「相談するほどのことではないと思ったから」（25.5%）が最も多く、以下、「自分さえ我慢すれば、何とかやっていけると思ったから」（22.7%）、「相談しても無駄だと思ったから」（11.8%）が上位にある。

性別でみると、「自分さえ我慢すれば、何とかやっていけると思ったから」は、女性（26.2%）、男性（11.5%）と差がみられた。

第3章 目標と施策
基本目標Ⅲ 男女の人権を尊重する社会づくり

施 策	事 業 名	事 業 の 内 容	所 管 課
①関係機関等との連携強化	ア 関係機関との連携強化	○関係機関と連携し、被害女性への支援や被害防止対策を実施する。	男女共同参画センター
②相談体制の充実	ア 人権相談及び広報活動	○市民の人権を擁護し、人権思想の普及を図るため、相談所を開設する。	男女共同参画センター
	イ 家庭児童相談室事業	○家庭児童相談室において受け付けた相談を、市女性相談員や県相談支援センター、県保健福祉事務所の女性相談員、母子自立支援員と連絡を密にし、問題解決にあたっていく。	こども政策課
	ウ 女性相談事業	○女性相談員を設置し配偶者からの暴力、夫婦関係などの相談に応じ、福祉の増進に努め、関係機関と連携し、自立が図られるよう必要な指導を行うとともに健全な生活を支援する。	男女共同参画センター こども政策課
	エ 高齢者窓口相談支援事業	○高齢者や家族等の相談に応じるため、地域包括支援センター等の相談機能を充実する。	長寿福祉課
	オ 障がい児・者相談支援事業	○障がい児・者及びその家族への相談支援を充実させるため、基幹相談支援センター事業を推進するとともに、地域の身近な指定特定相談支援事業所を増やしていく。また、相談支援専門員の育成・確保に努める。	障がい福祉課
③DV 被害者の保護及び自立支援	ア DV 被害者の市営住宅への入居緩和	○DV 被害者の自立を支援するため、市営住宅入居時の緩和措置を行う。	建築住宅課

■施策の方向性2 男女の生涯にわたる健康支援

望まない妊娠や中絶、性感染症などが依然として深刻な状況であることから、女性の重要な人権である「性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ[※]）」についての情報提供や支援が求められています。

また、男女ともに多いがんや心疾患などの生活習慣病予防のために、人生の各ステージにおいて男女が自己の健康の保持を行うための教育や相談体制の確立が必要です。

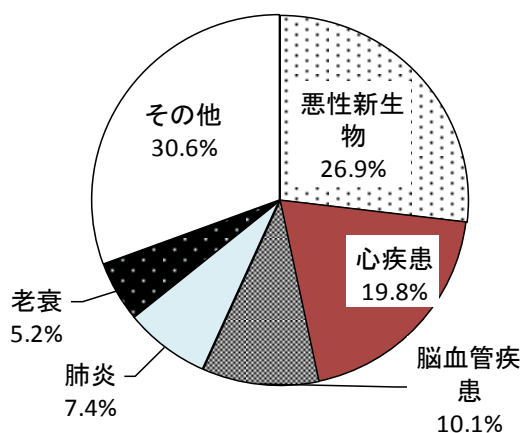
基本的施策（１） 生涯の各段階に応じた心とからだの健康支援

思春期教育など、いのちや心を大切にする性に関する教育についての情報・学習機会の提供や相談、指導者研修の充実に努めるとともに、がんや心疾患などを予防する生活習慣や、乳がん・子宮がんなど女性に特有ながん等の検診受診の重要性について啓発します。

※性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

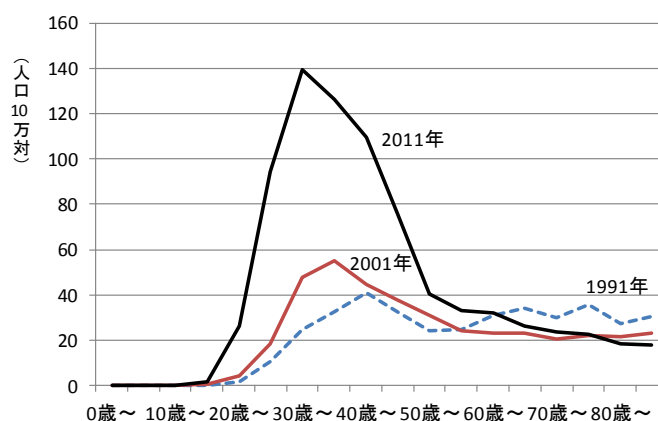
生涯を通じて、自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のこと。子どもを産む、産まない、いつ何人産むかなどを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産や、子どもが健康に生まれ育つこと、さらには思春期や更年期における健康上の問題も含まれ、生涯を通じての性と生殖に関する幅広い課題を対象としている。

●死因別死亡割合(福島市)2013年



資料：厚生統計「福島市人口動態調査」

●子宮頸がん(上皮内がん含む)年代別推定罹患率の推移



資料：国立がん研究センターがん対策情報センター

第3章 目標と施策
基本目標Ⅲ 男女の人権を尊重する社会づくり

施 策	事 業 名	事 業 の 内 容	所 管 課
①性と生殖に関する健康・権利についての学習機会の提供	ア 生と性に関する健康教育、相談の実施	○ライフサイクルにあわせた女性の健康教育の実施 ○思春期（中・高生対象）における生と性に関する健康教育の実施	健康推進課
②健康観の確立と自主的な健康づくりの推進	ア 健康づくり各種教育・相談事業（子育て世代対象事業）	○ふくしまし健康づくりプランに基づき、子育て世代を対象に子どもの生活習慣確立のための健康教育・相談を実施する。 ・親と子の健康づくり講座 など ○ふくしまし健康づくりプランに基づき、子育て世代を対象に子どもの生活習慣確立のための健康教育・相談を実施する。 ・すこやか親子セミナー ・離乳食講習会 ・プレママセミナー など	健康推進課 こども政策課
	イ 健康づくり各種教育・相談事業（生活習慣病予防に関する事業）	○ふくしまし健康づくりプランに基づき、健康情報の提供、生活習慣改善に関する健康教育、相談を実施する。 ・健康増進教室 ・個別栄養相談 ・依頼による健康教育（出前講座）など	健康推進課
	ウ 健康づくり各種教育・相談事業（こころのケアに関する事業）	○ふくしまし健康づくりプランに基づき、休養、心の健康に関する情報の提供を行う。 ・こころの健康講座 など	健康推進課
	エ 健康づくり自主グループ育成・支援事業	○放射線の影響に対する不安やストレスが大きい子育て世代へのこころのケアを実施する。 ・子育てこころのケア事業	健康推進課
	オ 健康づくりボランティア育成・支援事業	○健康づくり自主グループを育成・支援する。 ・健康づくりサークル支援事業	健康推進課
③ライフサイクルに応じた健康管理のための相談、指導、医療の充実	ア 母子保健事業	○健康づくりボランティアを育成・支援する。 ・食生活改善推進員養成講座 ・食生活改善推進員研修会	健康推進課
	イ 成人保健事業	○妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進を図り、すこやかな妊娠・出産・育児を支援する。 ・新生児、妊産婦訪問・こんにちは赤ちゃん事業 ○妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進を図り、すこやかな妊娠・出産・育児を支援する。 ・新生児、妊産婦訪問・未熟児訪問・妊婦健康診査 ・産後1ヶ月健診・乳幼児健康診査	健康推進課 こども政策課
	ウ 放射線健康管理事業	○各種健康診査及び事後指導を実施する。 ・各種がん検診・成人歯科検診・骨粗鬆症検診 ・結核検診・各種検診事後フォロー（訪問・電話）	健康推進課
	エ 高齢者介護予防事業	○市民の放射線による健康影響の不安の軽減を図る。 ・放射線と市民の健康講座・外部被ばく検査 ・内部被ばく検査・検査結果に基づく個別相談 ○高齢者の自己健康管理能力を高め健康長寿を支援するため、介護予防事業を実施する。	放射線健康管理課 長寿福祉課

施策の指標

基本 目標	指 標	現 状	目 標	備 考
Ⅰ 男女共同参画の意識づくり	家庭生活において男女平等とを感じる人の割合	平成26年度 35.7% (28.8%)	平成31年度 46.0%	参考 1 現状値は、平成26年市民意識調査の割合 2 ()は、平成21年市民意識調査の割合
	職場において男女平等とを感じる人の割合	平成26年度 21.3% (20.4%)	平成31年度 32.0%	
	学校教育の場において男女平等とを感じる人の割合	平成26年度 48.7% (49.0%)	平成31年度 59.0%	
	社会全体において男女平等とを感じる人の割合	平成26年度 12.1% (13.1%)	平成31年度 23.0%	
	性別による固定的な役割分担に反対する人の割合 (「男は仕事、女は家庭」の考え方に反対する人、どちらかといえば反対する人の割合)	平成26年度 42.5% (40.6%)	平成31年度 53.0%	
	「男女共同参画」という用語の認知度	平成26年度 56.3% (49.1%)	平成31年度 67.0%	
Ⅱ で男女がとも に環境づく り・仕事・家 庭生活・地 域活動など に参画	女性の育児休業取得率 (女性活躍推進法 市町村推進計画 数値目標)	平成26年度 93.2%	平成32年度 98.0%	参考:福島市労働条件等実態調査 (従業員20人以上の事業所対象に行ったもの)
	男性の育児休業取得率 (女性活躍推進法 市町村推進計画 数値目標)	平成26年度 3.0%	平成32年度 5.0%	
	女性の管理職登用率 (女性活躍推進法 市町村推進計画 数値目標)	平成26年度 18.0%	平成32年度 23.0%	
	放課後児童クラブの利用者数 (女性活躍推進法 市町村推進計画 数値目標)	平成26年度 2,385人	平成32年度 2,752人	参考:福島市子ども・子育て支援事業計画
	乳幼児期の保育施設(保育所、認定こども園等)の整備・充実 (女性活躍推進法 市町村推進計画 数値目標)	平成26年度 3,735人	平成32年度 5,687人	
	審議会等における女性委員の参画割合	平成27年度 28.6%	平成32年度 40.0%	参考:「審議会の委員を委嘱する際、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満とならないよう努める。」(福島市男女共同参画推進条例)
Ⅲ 男女の人権を尊重する社会づくり	職場などでセクハラを受けたことがある人の割合	平成26年度 33.4% ()	平成31年度 減少させる	参考 1 現状値は、平成26年市民意識調査の割合 2 ()は、平成21年市民意識調査の割合
	配偶者等からの暴力を受けたことのある人の割合	平成26年度 19.9% (17.5%)	平成31年度 減少させる	
	乳がん検診受診率(40～69歳)	平成26年度 43.1%	平成32年度 50%以上	参考 「平成26年度地域保健・健康増進事業報告」
	子宮頸がん検診受診率(20～69歳)	平成26年度 39.5%	平成32年度 50%以上	